# 学説の検討群馬司法書士会震災復興支援金事件最高裁判決をめぐる

Щ 田 創

事実と判旨 はじめに

四 学説の検討

最高裁判決をめぐる学説

Ŧi. 終わりに

はじめに

を示した本判決は、法人の目的の範囲、 めの負担金を会員から強制的に個別徴収することの可否が争われた事件であり、この問題に関し最高裁として判断 群馬司法書士会訴訟は、特殊公益法人で強制加入団体である司法書士会の災害救援資金の寄付の可否及びそのた 団体自治と会員の協力義務の限界、会員の思想・信条の自由の侵害に関す

残されていることから、これを検討する論文と判例研究を書いてきた。本稿では、私見に関する批判も含めて最高 また、司法書士会の「目的の範囲内」とした最高裁判決に関しては、その結論は支持するものの、細かい問題点が 裁判決をめぐる主な学説がほぼ出そろったと思われることから、それらの学説及びその問題点を分析してみたいと を書いた。そして、最高裁において、鑑定書を提出し、司法書士会の「目的の範囲内」とすべきことを主張した。 は、私は、司法書士会の「目的の範囲外」とした一審判決に反対し、「目的の範囲内」とすべきとする判例研究を る重要な判決と評価することができよう。本判決は、三対二に判断が分かれ、また、一審判決と二審・最高裁判決 司法書士会の「目的の範囲内」とした二審判決については、その結論を支持しつつこの判決を検討する論文 結論を一八○度異にしているのであり、学界に大きな影響を与える判断が示されたといえる。本件に関して

### 二 事実と判旨

#### 一事写

阪神・淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会に三○○○万円の復興支援拠出金を寄付することとし、その資 入二四○○万円をもって充てる旨の総会決議を行った。そこで、群馬司法書士会の会員である原告らは、①本件拠 ○○万円と、司法書士会の会員から登記申請事件一件当たり五○円の復興支援特別負担金を徴収することによる収 事案は、 一般会計からの繰入金 以下の通りである。 (役員手当の減額、 すなわち、司法書士法一四条(現五二条)に基づいて設立された群馬司法書士会が、 事業の縮小を含めた見直し、旅費日当規定の見直し等による)六

拠出金を調達するため会員に負担を強制することはできないこと等を理由に、本件決議は無効であり会員には本件 出金を寄付することは司法書士会の 「目的の範囲外」 の行為であること、 ②強制加入団体である司法書士会は本件

負担金の支払義務がないと主張して、債務の不存在の確認を求める訴えを提起した。

#### 2

されるものであっても」、「司法書士会の目的の範囲外の行為」と判示して、原告らの請求を認容した。 阪神大震災により被災した兵庫県司法書士会に金員を送金することは、たといそれが倫理的、 審は、 災害救援資金の寄付を「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄」とし、「司法書士会が 人道的見地から実施

内にある」とし、 員の思想、 的性格に着目していうならば群馬司法書士会からの「公的支援金」ともいえる災害救援資金の寄付と捉えた上で、 これにより司法書士会・司法書士の機能の回復に資することを目的とする寄付で、その使途目的及び拠出方法の公 司法書士会が災害救援資金の寄付に「応分の負担をすることも、社会的に相当と認められる限り、 これに対し、二審は、本件寄付を阪神大震災の被災司法書士会・司法書士の業務の円滑な遂行を経済的に支援し、 信条の自由に対する何らかの制約となるとしても、 司法書士会が「多数決によって会員に被災者支援のための金銭的負担を求めることは、これ その程度は軽微であって、 らの請求を棄却した。 思想・ 信条等の自由を根 権利能力の範囲 が会

そこで、被控訴人(原告)らが上告した。

本的に否定するほどのものではない」と判示して、被控訴人(原告)

最高裁判決

を行う同司法書士会ないしこれに従事する司法書士への経済的支援を通じて司法書士の業務の円滑な遂行による公 個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭補てん又は見舞金という趣旨のものではなく、被災者の相談活動等 「原審の適法に確定したところによれば、本件拠出金は、被災した兵庫県司法書士会及び同会所属の司法書士の 最高裁は、二審判決を支持し、上告人(原告)らの上告を棄却した。その理由は、以下の通りである。すなわち、

的機能の回復に資することを目的とする趣旨のものであったというのである。

拠出金を寄付することは、被上告人の権利能力の範囲内にあるというべきである。 あり、早急な支援を行う必要があったことなどの事情を考慮すると、その金額の大きさをもって直ちに本件拠出金 多額にすぎるのではないかという見方があり得るとしても、阪神・淡路大震災が甚大な被害を生じさせた大災害で その活動範囲に含まれるというべきである。そして、三〇〇〇万円という本件拠出金の額については、 の寄付が被上告人の目的の範囲を逸脱するものとまでいうことはできない。したがって、兵庫県司法書士会に本件 上で直接又は間接に必要な範囲で、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等をすることも 行うことを目的とするものであるが(司法書士法一四条二項〔現五二条二項……筆者注〕)、その目的を遂行する 司法書士会は、 司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を それがやや

定すべき特段の事情がある場合を除き、多数決原理に基づき自ら決定することができるものというべきである。こ れを本件についてみると、被上告人がいわゆる強制加入団体であること(同法一九条〔現五七条……筆者注〕)を そうすると、被上告人は、本件拠出金の調達方法についても、それが公序良俗に反するなど会員の協力義務を否

(二) 深澤武久裁判官の反対意見

「以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。」

から、 られない。したがって、本件決議の効力は被上告人の会員である上告人らに対して及ぶものというべきである。」 これを三年間 本件負担金の額も、 本件負担金の徴収について、公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情があるとは認め 本件負担金の徴収は、 の範囲で徴収するというものであって、会員に社会通念上過大な負担を課するものではないのである 登記申請事件一件につき、その平均報酬約二万一〇〇〇円の〇・二%強に当たる五〇円であり、 会員の政治的又は宗教的立場や思想信条の自由を害するものではなく、

は、 その額が過大であって強制加入団体の運営として著しく慎重さを欠き、 が、「司法書士会設立の目的、 べきものであり、 内で限定的に解釈されなければならない」とした上で、「被上告人も社会的組織として相応の社会的役割を果たす 脱退の自由を有しない公的色彩の強い厳格な強制加入団体」であり、「このように公的な性格を有する司法書士会 による決定に基づいて会員に要請する協力義務にも自ずから限界があるというべきである」とした上で、「本件拠 「被上告人は、司法書士になろうとする者に加入を強制するだけでなく、 被上告人の目的の範囲を超えたものである」とする。また、被上告人は、「強制加入団体であるから、 株式会社等営利を目的とする法人とは法的性格を異にし、その目的の範囲も会の目的達成のために必要な範囲 |本件拠出金の寄付も相当と認められる範囲においてその権利能力の範囲内にあると考えられる| 法的性格、被上告人の規模、財政状況……などを考慮すれば、 会の財政的基盤を揺るがす危険を伴うもの 会員が司法書士の業務を継続する間は 本件拠出金の寄付は 多数決

友会の災害支援という間接的なものであるから、そのために会員に対して……厳しい不利益を伴う協力義務を課す

(同法一

四条二項

〔現五二条二項……筆者注〕)

ではなく

6 ことは、目的との間の均衡を失し、強制加入団体が多数決によって会員に要請できる協力義務の限界を超えた無効

# (三) 横尾和子裁判官の反対意見

なものである」とする

を有する本件の三〇〇〇万円の寄付は、社会的に相当と認められる応分の寄付の範囲を大きく超えるものであると る余地はある」が、「本件拠出金については、被災した司法書士の個人的ないし物理的被害に対する直接的な金銭 れが社会的に相当と認められる応分の寄付の範囲内のものである限り、司法書士会の権利能力の範囲内にあるとみ いわざるを得ず、それが被上告人の権利能力の範囲内にあるとみることはできないというべきである」とする。 補てんや見舞金の趣旨、性格が色濃く残っていたものと評価せざるを得ない」とした上で、こうした「趣旨、 「司法書士業務の改善進歩を図るために、被災した他の司法書士会又はその会員に見舞金を寄付することも、そ 性格

#### (四)補足

が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であるから「目的の範囲外」とする一審判決の論理 ない点は注意を要する いけば相当な範囲の金額の寄付であったとしても否定することになる)を採用して「目的の範囲外」としたのでは 深澤裁判官と横尾裁判官の反対意見は、相当な寄付の範囲を超えるから「目的の範囲外」としたのであり、各人

# 三 最高裁判決をめぐる学説

1

結論に賛成の立場

群馬 により重要なものにした)の観点 が鑑定意見として述べたこの見知 が鑑定意見として述べたこの見知 が鑑定意見として述べたこの見知 が鑑定意見として述べたこの見知 にて復興に協力することは、もって (四) 西原博史「判批」受新六二 (五) 岡田信弘「判批」受新六二 (五) 岡田信弘「判批」受新六二 (五) 岡田信弘「判批」受新六二 (五) 岡田信弘「判批」送数二六 (五) 岡田信弘「判批」法数二六 (五) 岡田信弘「判批」法数二元 (五) 岡田信弘「判批」法数二元 (五) 岡田信弘「判批」法数二元 (五) 岡田信弘「判批」法数二元 (五) 岡田信弘「判批」法数二元 (五) 岡田信弘「判出、(五) 田田信弘「判出、(五) 田田信弘「判出、(五) 田田信弘「判出、(五) 田田信弘「判出、(五) 田田信弘「判出、(五) 田田信弘「判出、(五) 田田信弘「判出、(五) 田田信弘「別本の(五) 田田信弘(五) 田田信祖(五) 田田信祖(五)

評五二七号一八頁以下 (二〇〇三)、拙稿 拙稿 「群馬司法書士会訴訟最高裁判決の分析と検討」法セ五七一号七五頁以下(二〇〇二)、 「群馬司法書士会震災復興支援金事件の最高裁判決の意義とその問題点 拙稿 判 批 判

(二)甲斐道太郎「司法書士の社会的職責と司法書士会の目的」判タ一一〇八号九頁以下(二〇〇三)

判夕一一○八号一六頁以下 (二○○三)

ではなく、 「群馬司法書士会の『目的の範囲』は、『法人の目的の範囲』というような抽象的一般論によって判定されるもの 現代の司法書士が 『法律家』としてになっている『社会的職責』(平成一四年改正は、 これをさらに広

が鑑定意見として述べたこの見解とほぼ同趣旨と評価できる。」 げより重要なものにした)の観点から判断さるべきものであって、 本件控訴審判決ならびに上告審多数意見は、

「本件においては、二審裁判所が事案をきちんと読み解いてその本筋を明らかにすることができたからこそ、 浦部法穂「団体の目的の範囲と構成員の思想信条の自由」 判夕一一〇八号六頁以下 (二〇〇三)

高裁において最終的に妥当な結論が得られたものといえる。」 (四)西原博史「判批」受新六二三号一三頁(二〇〇三) 最

じて復興に協力することは、もとより会の目的の範囲内であるとする本件判決には、 岡田信弘 「判批」法教二六九号五〇頁以下 (二〇〇三) 特に難点はない。」

阪神大震災による被災地区の司法書士会を支援し、

司法書士業務

の体制

回

[復を通

た事実や浦部氏の指摘に基づいて判断するとき、多数意見におけるように『公的機能』を認める方が妥当な評価 「多数意見をもって妥当と解する。まず本件災害復興支援拠出金の趣旨や性格については、 原審 が詳 細に認定し

7 ように思われる。 『阪神・淡路大震災という、まさに未曾有の大災害に際し、 被災地の住民の権利保全という司法

につき、その平均報酬約二万一○○○円の○・二%強に当たる五○円と設定され、これを三年間の範囲で徴収する 書士の職業上の義務を果たすための金員拠出である』との認識は、本件を考える上で極めて大きな意味をもつと考 というものであることを考慮すれば、多数意見のいうように、会員に社会通念上過大な負担を課するものではない もって直ちに目的の範囲を逸脱するものとまでいうことはできないし、また本件負担金の額も、登記申請事件一件 えられるからである。次に、金額の多寡についても、本件拠出金の趣旨に基づいて判断すればその金額の大きさを

(六)古野豊秋「判批」ジュリー二四六号一〇頁(二〇〇三)

と解するのが妥当であろう。」

に異なるとすれば、大方の学説がいうように、本判決(司法書士会最高裁判決…筆者注)の結論は当然のものとさ れるであろう。」 「後者(税理士会最高裁判決…筆者注)では、政治献金が対象とされている点で、本件とは事件の性質が基本的

(七)田中祥貴「判批」六甲台論集法学政治学篇五〇巻一号一四五頁(二〇〇三)

囲内』と結論付けた最高裁の判断を以て妥当と評価し得よう。」 「本件復興支援金の性質及び拠出金額の社会的相当性に鑑みれば、 当該支援金の拠出を司法書士会の 『目的の範

(八) 近藤敦「判批」法セ五八三号一一五頁 (二〇〇三)

あろう。」 で自己の信条に反する程度が重大となりうるのに対し、災害支援の人道的寄付が自己の良心に反する程度は軽微で

「強制加入団体の会員には様々な思想信条の者が存在し、政治的寄付が自ら支持しない政党などを支援すること

(九)織田博子「判批」リマークス二七号一三頁(二〇〇三)

群馬司法書士会震災復興支援金事件最高裁判決をめぐる学説の検討

害する程度が低く、各構成員を多数決原理に従わせてもよいとの価値判断が大勢を占めるといってもよいのではな いだろうか」。 を拘束することはできないが、たとえば本件復興支援金のような人道的寄付にかかわる事項は思想信条の自由を侵 「今日では、 構成員の思想信条といっても、 政治的思想にかかわる事項は、 団体の多数決原理によって各構 :成員

#### 2 結論に反対の立場

田髙寛貴

「判批」法セ五七七号一一六頁(二〇〇三)

「被災した司法書士会への寄付については、

間接的には『目的

の範囲

内と評価されてよいであろうし、

そのた

とはいえないとしても、決議に従わない会員にこれほど厳しい不利益を伴う義務を課すのは、 義務を定めた会則に違反するものとして、 決議に従わない会員は徴収額の一○倍相当額の納入を催告される等の事項が含まれており、 税理士会事件とは異なる判断がされたことは一応是認しうるものとも思われる」としつつも、「本件総会決議には 決による決定をもって会員に課すことのできる協力義務の限界を超えるものといわざるをえないのではなかろうか いうのである。たとえ決議の内容が会員個人の思想信条の自由を害するようなものではなく、 めの特別負担金の徴収も会員個人の思想信条の自由を侵害するものとまではいえないであろう」として、「南九州 司法書士会を管轄する法務局等の長が行う懲戒の対象にもなりうる、 また、総会決議の尊重 拠出金の負担も過大 強制加入団体が多数

のこの部分の有効性に関しては、なお疑問があると考える。」とされる。

的であればなおのこと、というべきか)懲戒を伴うような会員への義務づけは認められるべきではなく、

被災司法書士会への寄付という人道的行為といえども

(むしろ人道

、深澤裁判官の反対意見に同旨の指摘がある)。

「一審と二審・最高裁で寄付金の認識が異なるのを踏まえていない山田論文」新聞一五三一号(二〇〇三年二月一 具体的に検討区別せず断定している」新聞一五三○号(二○○三年二月七日号)⟨これを勝瑞③論文とする⟩、 聞一五二九号(二〇〇三年一月三一日号)〈これを勝瑞②論文とする〉、同「山田論文は寄付を三つに分けながら 二四日号)〈これを勝瑞①論文とする〉、同 勝瑞豊「群馬義援金訴訟の司法書士会側鑑定人山田創一論文を批判する」新聞一五二八号(二〇〇三年一月 「横尾裁判官の反対意見の趣旨をゆがめて引用している山田論文」新 同

新聞一五三二号(二〇〇三年二月二一日号)〈これを勝瑞⑤論文とする〉 四日号)〈これを勝瑞④論文とする〉、同「群馬訴訟で会側が敗訴していれば強制会権限濫用の歯止めになった」

(三) 河内宏「法人の寄付について」判ター一〇八号一三頁以下 (二〇〇三)

たとえ会費値上げに反対した構成員であっても、会費値上げの決議がなされれば、その決議に拘束され値上げされ えるか、にあると思われる。我々はある目的の為に団体に加入するのであるが、団体の目的達成に必要な経費は、 い事柄なので、そのような事柄について団体が決議しても、 た会費を払わなければならない。しかし、災害があったときに寄付をするか否かは、 我々が団体に加入した場合災害等があったときに構成員が寄付するか否かの判断を団体に委ねたとい 構成員は決議に拘束されないのではないかと考える。」 団体の目的達成とは関係がな

員は団体に委ねているわけではないから、構成員は寄付を強制されないと考えるべきである。」 は構成員を拘束せず無効となる。」「強制加入団体でも任意加入団体でも、 いて決議していれば、 私見では、 団体が権限内の事柄について決議しているといえるか否かが問題なのである。 本件の場合、 その決議内容が思想信条の自由を侵害するか、公序良俗に反するかとは無関係に、 決議への協力義務を課することが構成員の思想信条の自由を侵害するか否かが問 災害に寄付をするか否かの判断を構成 団体が権限外の事柄につ その決議 『題なの

費を徴収しなければならないというような寄附は、 されるということになろう。 法人財産からの寄附の範囲も限定的に解さざるを得ない。恐らく団体の運営に差し支えがない程度の寄附のみが許 同意を想定できる限度で法人財産からの寄附も許されると解することができよう。しかし、このような見解の場合、 政治献金 の場合は、 法人財産から政党に献金することも許されないが、 寄附によって団体の運営が阻害され会費の値上げをしなければならないとか、 全構成員が現実に賛成した場合はともかくとして、 災害への寄付の 場合は、 構成員全員の 全構成員の 特別会

四 橋本基弘 「判批」新報一一〇巻五=六号二三四頁以下(二〇〇三)

「本判決法廷意見についていえば、

阪神・淡路大震災に対して復興支援への協力を義務付けることに人権

侵害

0

を得ない、二四〇〇万円は目的の範囲外といわざるを得まい。」

旅費日当規定の見直し等で捻出した六○○万円が許される最大限ではあるまいか。

同意を想定できる寄附とはいえない。本件の場合に即していえば、

役員手当の減額、

各構成員からの寄附に頼らざる観、事業の縮小を含めた見直し、

見は、 誰が、 実を綿密に区別すべきではなかったか。また、なぜ『善きことは強制に値するのか』を説明すべきであった。」 事実を認めなかった。 十分可能である。 十分に果たしていない。歴史的な大災害に際して、強制加入団体が何らかの復興協力をすべきであるという判断は いとする説示には、 っ たのか。 何を、 阪神・淡路大震災という未曾有の大災害に対する復興協力の必要性に引きずられ、この可否に関する論証を 少なくとも、 どこまで、いかなる方法で行うべきかは、 しかし、そのような判断は、自然人たる会員個々人の道徳的判断を凌駕するものではあり得ない 『善きことは強制するに値する』という強いパターナリズムをみることができる。 本件協力が 法理論上、法廷意見は、 『政治的立場や宗教的立場』 類似の先例である南九州税理士会訴訟最高裁判決と本判決の事 第一義的には各人の良心に従って行われるべきことではな あるいは 『思想良心の自由』 を侵害するものでは 本件法廷意

(五) 川井健

「判批」NBL七七二号七六頁以下(二〇〇三)

効かという割り切り方ではなく、中間説による柔軟な対応が望まれる。」 う記録はない。 きである。……私見では、寄付の性質上その決議は強制力を伴わないものと考える。決議は強制力を伴わないとは れができるだけ尊重されることを期待するという意味で、決議の内容の性質上、強制できない場合があるというべ することも考えられるが、それでは、寄付は集まらないであろう。一応、拘束力あるものとして総会決議をし、そ われていない段階では本件決議は上記の意味で有効というべきである。……その決議の効力に関しては、有効か無 ないものがあるといえる。……総会決議には違反についての処分は定められていないし、その処分が行われたとい いえ有効であるから、負担金を支払った会員は、不当利得返還請求権を有しない。このように、有効にも段階があ 完全有効の場合以外に、 中間説を提唱したい。本件総会決議は、それが寄付であるから強制できないことを明記して総会決議を もし、そうした処分が行われたとすれば、その取消しの訴えを提起すればよく、そうした処分が行 決議者の意図とは異なり、決議の内容によっては、強制を伴わない効力しか認められ

(六)鷹巣信孝「法人(団体)の寄附と政治的活動」佐賀大学経済論集三七巻三号一三六頁以下(二〇〇四

司法書士法一四条二項(現五二条二項)は、「原告が主張するように司法書士としての通常の業務に関して協

共済事業や親睦活動まで禁止されてしまうことになり、不当な解釈だと被告は反論している。しかし、これらの事 書士会の行為能力を『会員の指導及び連絡』に限定し、災害義損金の寄附は会の目的の範囲内ではないとすれば 力・提携・援助をすることであれば会の目的の範囲内に含まれるが、当該司法書士会の会員に対する見舞金の寄附 は想定していないのではあるまいか。まして、他の司法書士会に対する義損金の寄附となれば、なおさら想定外の 阪神・淡路大震災のように極めて異常な事態については全く予想もしていないであろう。

会の る。 そのような寄附をするために会員に対して特別負担金を強制することは矛盾しているからである。 特別負担金を徴収してまで行うべきものではない。 業や活動 力を超える高額な寄附や会員の特別負担金を総会で決議したり、実行に移すことは、 で行うべきことではないし、まして会員に特別負担金を課してまで行うべきことではない。にも拘わらず、 法的な義務として他人から強制されて行うものではなく、 いし徳義として行うのであるから、 目的事業として行うのではなく、自発的な善行として行うものである。だとすれば、 災害義損金の まさにUltra Viresの行為である。 ば、 ① Ø 寄附も、 É 的 Ó 範囲内、 ②の社会的な期待・要請に基づく行為として行うことが出来る。 または②の社会的 その金額は会の財政を圧迫しない程度に止まらなければならないし、会員から このことは、 というのは、 な期待・要請に基づく行為として行いうるし、 群馬司法書士会にも分かっているはずである。 自然債務のようなものである。にも拘らず、 社交儀礼ないし徳義に基づいて行われる寄附は 総会や理事 会の財政を圧迫させてま とはいえ、 うの権限を超えてお 行えば十分であ 会が行う寄附は したがって、 社交儀礼な 会として、 会の財

13 団体が、 として、 本件の寄附は通常の義損金ではなく、公的な負担ないし拠出金であると主張した。第二審は 在としての団 来ないために、 を遙かに超えている。 公共団体、 ②の構成は必要はない その決議によって実質上寄附を強制することは、強制される者の思想・信条の自由を侵害するものであり この主張を受け入れ、 さらには日本司法書士会連合会が行うべきであって、一地方の単位司法書士会が引き受ける任務 体 :に期 被告=控訴人は同法一条を援用し、さらに、 待 本件の寄附は司法書士法一四条二項を援用するだけでは会の目的の範囲内に納めることが出 ・要請されているという②の構成をも主張している。 į ①が成り立たないからこそ、 最高裁も第二審の判断を認めている。 ②の構成が必要となるのである。 会の目的の範囲内という①の構成に加えて、 しかし、 しかし、 『公的支援』 ①の構 であるならば国 なお、 成が成り立つ 『公的支援金』である 原告は強制 社会的実 ō) であ 0 や地方 範 用

そも団体の目的事業として行うことではないが故に特別負担金の徴収もなしえないのである。このことは、 公序良俗に反し無効であると主張している。しかし、南九州税理士会の政治献金ならまだしも、災害義損金の寄附 らである。したがって、そのような寄附や特別負担金の徴収は思想・信条の自由の侵害であるという以前に、そも に関しては、右のような主張は妥当ではない。けだし、このような寄附は社交儀礼ないし徳義として行うものだか 強制加

入団体であろうと、任意加入団体であろうと変りはないことである。」

なお、寄付の金額の多寡に関しては、「寄附が『目的の範囲』に入るのであれば、その金額が多すぎるとしても、

『目的の範囲』外となって無効となるわけでなく、 理事の権限を超えた行為として、とくに対内的な責任が問題と

なるわけである。」とされる。

(七) 内田貴『民法Ⅰ 総則・ 物権総論』二四一頁 (東京大学出版会、第三版、二〇〇五

馬司法書士会事件の最高裁判決には疑問がある。」 「強制加入団体の場合は、構成員の自由を侵害しないように厳格な解釈がなされるべきである。その意味で、群

## 四 学説の検討

#### 1 字

秋教授)という評価や、「本件復興支援金のような人道的寄付にかかわる事項は思想信条の自由を侵害する程度が 低く、各構成員を多数決原理に従わせてもよいとの価値判断が大勢を占める」(織田博子教授)という評価がなさ 群馬司法書士会訴訟最高裁判決に関しては、「大方の学説がいうように、本判決の結論は当然のもの」(古野豊 15

窺うことができる

れ、学説の多数はその結論を支持しているといえよう。

Ш 一井教授のように、 しかし、 前章の最高裁判決をめぐる学説で掲げたように、この判決に対し有力な反対説が存在している。 反対説が提起している問題点を検討し、この点に関する私見を明らかにしていくこととしたい。 寄付肯定説・寄付否定説の両説に反対し、新たな中間説を提唱する学説も登場するに至ってい

# 2 田髙説に対する反論

とは、 前者 力義務を課すことがその限界を超えるという点)のうちの後者 裁判官が論じられていた二点(①三〇〇〇万円の寄付が相当な範囲を超えるという点と、 ろうし、そのための特別負担金の徴収も会員個人の思想信条の自由を侵害するものとまではいえないであろう」と いる点はここで改めて確認しておきたい。 しており、法人の Ш 髙助教授は、「被災した司法書士会への寄付については、 (①の点)については言及していないことから、深澤裁判官に賛同せず法廷意見と同じと考えられる。このこ 田 「髙助教授が前者 「目的の範囲」と構成員の思想信条の自由の侵害という論点に関しては、法廷意見に賛成されて (①の点)を問題とされた横尾裁判官の反対意見に賛成との意見を述べていないことから 田髙助教授が法廷意見に反対されているのは、反対意見を書かれた深澤 間接的には (②の点) に共感されたからである。 田髙助教授は 『目的の範囲』 ②厳しい不利益を伴う協 内と評価されてよいであ

を定めた会則に違反するものとして、司法書士会を管轄する法務局等の長が行う懲戒の対象にもなりうる」として に従わない会員は徴収額の一○倍相当額の納入を催告される等の事項が含まれており、 では、 「「厳しい不利益を伴う協力義務」といえるかという点であるが、 田髙助教授は、 また、総会決議の尊重義務 「本件総会決議 には、 決議

たり五○円の徴収額は相当な金額であると認めることができよう。従って、 負担金一般につき支払わなくていいという傾向を助長し、支払わない者が得をするという不公平を生じさせること の納入の催告も、 応すべきというのでは、逆に混乱を来たすことになるであろう。また、 当額の納入の催告があるのであり、 徴収や、 いる点を問題にされる。この点に関しては、 う会の秩序を乱す行為があった以上、懲戒の対象になりうることは認めざるをえないであろう。そうでないと特別 決定するなら会員に義務付けることができるというべきである。そして、 づいて自主的に決定すべき事柄とまでいうことができない災害救援資金の寄付は、 る災害救援資金の寄付 士の業務の円滑な遂行を経済的に支援し、これにより司法書士会・司法書士の機能の回復に資することを目的とす 付であれば催告の上で納入がなければ「みなし脱会」とされることとの均衡からすれば、一○倍相当額の納入の催 「厳しい不利益」とまではいえないのではなかろうか。本件は、 新しい会館建設のための登記申請事件一件当たり五〇円の徴収) もっとも、 もし事例ごとに納入の催告を、 特別負担金の制裁一般の基準に従っている以上、相当と考える。そもそも各人が自己の良心に基 社会通念上相当ではない懲戒処分が下された場合には、 (公的支援金)のために、 復興支援特別負担金に限って不納付の場合に一○倍相当額の納入の催告がある 特別負担金一般 特別負担金規則と異なる二倍相当額、 復興支援特別負担金を課していることから、 (例えば、 阪神・淡路大震災の被災司法書士会・司 一般会費(月一万円) 登記申請事件一件当たり二五〇円の会費の 多数決で決定された決議に従わないとい につき不納付の場合にこうした一○倍相 不納付の場合の徴収額の一〇倍相当額 懲戒権の濫用法理 司法書士会の構成員が多数決で 五倍相当額などバラバラに対 の場合は六カ月不納 登記申請事件 (民一条三項) によ

り救済を図っていくべきで、その意味で懲戒処分は謙抑的になされるべきと考える。

3 勝瑞説に対する反論

思う。 東京司法書士会会員の勝瑞豊氏が私見に対し、 詳細に批判を展開されているので、 つ一つ反論していきたいと

開 ĺν た」との私見に対し、 群 馬司 法書士会訴訟最高裁判決は、 勝瑞氏は「そのような内容のものではない」と批判され、 八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決の判例変更へ 橋本教授・ 鷹巣教授も同様 の道をい み

金の 訟最高裁大法廷判決を判例変更する意図を有していないことは明らかである。 訴訟最高裁大法廷判決に触れておらず、 例変更を行っているとは述べていない。 のではないかと思う。 批判をなされて 九州税理士会訴訟最高裁判決の論理を推し進めていくと、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決の論理と矛盾し 私見の論文の前後の文脈を読んでいただければ、こうした批判が的を得ていないということは御理解 寄付を「目 的の範囲内」とした群馬司法書士会訴訟最高裁判決、 . るi2 私は、 群馬司法書士会訴訟の最高裁判決自体が八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決 群馬司法書士会訴訟最高裁判決を書いた裁判官自身は八幡製鉄政治献 群馬司法書士会訴訟最高裁判決は判決文の中では一切、 及び、 政治献金を 私が指摘してい 一目的 の るのは、 八幡製鉄政 範囲外」 災害救援資 V ただける とした南 治 金訴 献 0 判 金

たのに対し、 群馬司法書士会訴訟の二審判決及び最高裁判決は、 災害救援資金の寄付と政治献金とを質的に異な 営利法人と特殊公益法人とで、

災害救援資金の寄付と政治献金とを質的に同じとみて、

前者が行える以上、

後者も行えるとして

すなわち、

八幡製鉄政治献金訴訟最高

八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判

18 災害救援資金の寄付と政治献金との捉え方が異なる結果となるのは矛盾がある。その意味で、構成員が自主的に決 更への道をいみじくも開いたといってよいのではなかろうか」と指摘したのである。 させる結果となっており、「群馬司法書士会訴訟最高裁判決は、八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決の判例変 が私見を批判されるならば、こうした論理を批判すべきであるが、こうした批判はなされておらず、 定すべき事柄である政治献金は会社の場合であったとしても「目的の範囲外」とすべきであったことを改め 勝瑞氏と橋本教授と鷹巣教授 私が述べてい て想起

ないことを曲解されて批判されているにすぎないと考える。

個人的ない る直接的 書士の機能の回復に資することを目的とする寄付で、その使途目的及び拠出方法の公的性格に着目していうならば 神・淡路大震災の被災司法書士会・司法書士の業務の円滑な遂行を経済的に支援し、これにより司法書士会・ 援を支援するという形で間接的であったにしても、目的は「人道支援」「災害救援」である以上、勝瑞氏のように 資金の寄付」とされる趣旨なのかも知れないが、たとえ災害救援(人道支援)の方法が兵庫県司法書士会の法的救 資金』ではない」と批判される。「直接」という表現からすると、勝瑞氏は間接的「人道支援」、 決と捉える私見に対し、勝瑞氏は「直接『人道支援』の在り方が問われたものではない」「直接的には 司法書士会からの「公的支援金」ともいえる寄付、⑤被災司法書士会・司法書士の個人的ない 「人道支援」「災害救援」であること自体までを否定されるのは疑問である。 群馬司法書士会訴訟最高裁判決を「人道支援をめぐる重要な判決」「災害救援資金の寄付」が問題となった判 な金銭 し物理的被害に対する直接的な金銭補塡や見舞金という趣旨の寄付 (補塡や見舞金という趣旨の寄付 (私的支援金)、ⓒ司法書士会・司法書士に限らない一 私は、 (私的支援金)とに分類しているが、 災害救援資金の寄付を、 し物理的被害に対す 間接的 般被災者の 「災害救援 司法 a 阪

勝瑞氏はそもそも②を「災害救援資金の寄付」(人道支援の寄付)と扱うこと自体を批判されている。

想・

員に求め」ること、

つまり、

馬司 資金の寄付」 資金の寄付」 災害救援等の 、法書士会訴訟二審判決は、 に位置付けていたことは以下の論理から明らかである。 などの面で「応分の負担をすることも、 自 的 のために寄付をすること自体は、」「権利能力の 群 |馬司法書士会の震災復興支援金を②の寄付と認定したが、 社会的に相当と認められる限り、 すなわち、 範囲を超えるとはいえない」) 司法書士会は、 権利能力の範囲内にある」 aの寄付を 例えば とした上で、 一災害救援 災害救援

"特定の災害被災者支援のための寄付の財源とすることを明示してそのための会費あるいは特別の負担

信条等の自由を根本的に否定するほどのものではない」とされる。そして、司法書士会による「災害に対する

「多数決によって会員に被災者支援のための金銭的負担を求めることは」

会員

の

思

の拠出を会

ない」 ては、 救援のための寄付については、 うことは異論がないであろう。 会としての れに反対の意見をもつ会員に対しても、 のような震災により被害を受けた同業司法書士会・司法書士の支援のための寄付金に充てる費用負担につい aの寄付を 同会所属司法書士の被災状況及び災害後のその活動状況などからみて、 とされる。 基本的に会の自主的判断によって決められるべきものであり、 「応分の範囲を超えたものとは即断できない」とされる。 「災害救援資金の寄付」に位置付けることは、 また、 「阪神・淡路大震災による未曾有の被災状況並びに本件証拠上認められる兵庫県司 いかなる災害の場合に寄付をなすべきか、またその金額や資金調達の方法等につい 二審判決の 会則及び特別負担金規則の定めによる会員の協力義務を否定すべき理 論理からすれば、 勝瑞氏 ②の寄付の認定をした裁判所自身の見解であるとい 0 こうした二審判決の 多数決によりそれが決定された以上は、 批判は不当と考える 本件三〇〇〇万円の寄付が」 連の論語 理からするなら 司 て、 法 本件 由

災害救援資金の寄付を私見のように②⑤℃と分類することに関しては、 以下の点でメリ

判決の射程範囲を検討するに際し、②⑤ⓒの寄付が司法書士会の「目的の範囲内」に該当するか否

ノツト

考える。まず、

5 引用している部分は、 は疑問である。 範囲においてその権利能力の範囲内にある」と論じており、「社会的組織として相応の社会的役割」という表現か を行っており、その射程範囲がどこまで及ぶかは実務的にも重要な問題といえる。なお、深澤裁判官の反対意見は ことはなかったが、群馬司法書士会は裁判で争点となった三〇〇〇万円の②の寄付以外に、三〇〇万円の⑤の寄付 の法廷意見は、 付のいずれも司法書士会の「目的の範囲内」としていると解される。これに対し、群馬司法書士会訴訟最高裁判決 かという分析を行うことができる点で有用といえる。群馬司法書士会訴訟二審判決は、「災害救援資金の寄付」一 しているが、 行えることを明示している点は注意を要する。 の範囲内のものである限り、 らすれば、 般について「権利能力の範囲内にある」として、司法書士会の - 被災した他の司法書士会又はその会員に見舞金を寄付することも、それが社会的に相当と認められる応分の寄付 「被上告人も社会的組織として相応の社会的役割を果たすべきものであり、 ⑥©の寄付にまでその射程範囲が及ぶか今後の問題として残されることとなった。とりわけ、 勝瑞氏は、 ②の寄付のみならず、⑥ⓒの寄付も行えるように読めるし、より明確に、横尾裁判官の反対意見は 深澤裁判官が法律審である最高裁で控訴審の事実認定を変更して判断しているという理解をされるの 深澤裁判官からすればそのように読まれることは心外であろう。勝瑞氏が深澤反対意見を抜粋して 本件事案である②の寄付に限って司法書士会の「目的の範囲内」との判断をしたにすぎないことか 深澤裁判官が本件寄付を③の 「本件拠出金の寄付は、 司法書士会の権利能力の範囲内にあるとみる余地はある」と論じていて、 《被上告人について法が定める本来の目的ではなく》、 「公的支援金」とせず⑤の寄付であるとの前提で判断していると 「目的の範囲内」としていたことから、 本件拠出金の寄付も相当と認められる 裁判で問われる 友会の災害 bの寄付を a b c の 寄

支援という間接的なものであるから、……強制加入団体が多数決によって会員に要請できる協力義務の限界を超え

たい。

定を深澤裁判官が変更するとも論じていないのに⑥の私的支援金に変更したと読むのは無理があるのではなかろう た無効なものである」という部分であるが、 前記引用部分で勝瑞氏が意図的に省略した「……」の部分には、「そのために会員に対して(2) 不利 益を伴う協力義務を課することは、 ③の公的支援金を「友会の災害支援」といっているにすぎず、 目 ら的との 「間の均衡を失し、」という内容が入るが、 間 記載のよう 接 事実認 的 な

の事 趣旨をゆがめて引用している山田論文」と批判される(横尾裁判官の反対意見の趣旨をゆがめているのは勝瑞 読めば、 あることは後述する) 目的のために「厳しい不利益を伴う協力義務を課す」ことは協力義務の限界を超えるといっているに過ぎず、 ・実認定を④の寄付から⑥の寄付に変更している文脈で読むべきではないであろう。このように判決文を忠 深澤裁判官は②の寄付を前提に判断されていることは明らかである。 が、ここでは、勝瑞氏自身が深澤裁判官の反対意見の趣旨をゆがめてい 勝瑞氏は 「横尾裁判官の反対意見の る点を指摘しておき 原審

額 であるかによって異なるといえる。一般的にいえば、@→⑮→ⓒとなるに従って、「相当と認められる範 災害救援資金の寄付といっても、 等にもよるが 金額 金 また、 の 袓 で 額の多寡により影響を受けると解されるが、 目的 度は低くなると考える。 災害救援資金の寄付を②⑤℃と分類することの第二の の範囲内」とされても、 相当と認められる範囲」 本件のような②の寄付の場合は三〇〇〇万円の金額が 「相当と認められる範囲」 (b)Cの寄付の場合であったとするなら、 0 金額でなく 「相当と認められる範囲」 「目的の範囲外」とされる可能性は十分ありうると考える。 0) 金額の量的範囲が②⑤©の寄付で変わりうることか 有用性として、 の金額の程度が自じのの 災害の規模・司法書士会の予算事情 法人の 「目的 「相当と認められる範囲」 0) 範 囲 寄付 は 法 囲 0 人 の ずれ 0) 金 0

有用な分類であると考える。

横尾反対意見は「社会的に相当と認められる応分の寄付の範囲」であるならば寄付することができる 基づいて自主的に決定すべき事柄」である以上、強制的に個別徴収して寄付をすることはできないとするのに対し、 に相当と認められる応分の寄付の範囲を大きく超える」ことから、司法書士会の「目的の範囲外」 これに対し、 べき事柄」とし、 政治献金最高裁判決と同じ論法を用いて、災害救援資金の寄付を「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定す 見と第一審は法律論が全く同じであるというのである。しかし、 控訴は理由がないものとして棄却すべきである」としていて、「同旨の第一審の判断」とあることから横尾反対意 して上告人らの請求を棄却した原判決はこれを破棄し、上記と同旨の第一審の判断は正当であるから、 (三)深澤反対意見と横尾反対意見に関して、私が、「相当の寄付の範囲を超えるから目的の範囲外としたのであり、 している。 れが倫理的、 た方であるならば、 各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であるから目的の範囲外とする一審判決の論理を採っていな 、点は注意を要する」と解していることに関し、勝瑞氏は、 構成員の思想・信条の自由の侵害という観点から司法書士会の「目的の範囲外」との結論がなされたといえる。 勝瑞氏の論拠は、 一審判決は「社会的に相当と認められる応分の寄付の範囲」であったとしても、「各人が自己の良心に 横尾反対意見は思想・信条の自由の侵害との観点から判断がなされておらず、寄付の金額が 人道的見地から実施されるものであっても」、司法書士会の「目的の範囲外」の行為であるとしてい 「司法書士会が阪神大震災により被災した兵庫県司法書士会に金員を送金することは、 勝瑞氏のような見方をされる方はおられないのではなかろうか。一審判決は、 横尾反対意見が「よって、本件拠出金を寄付することが被上告人の権利能力の範囲であると 横尾裁判官が一審判決の論理を採っていると批判され 一審判決を横尾反対意見と対比して正確に読まれ の行為であると 南九州税理士会 (強制的に個 被上告人の 「社会的

別徴収することは問題にしていない)ことになる。結論に至る論理に大きな相違があることは明白である。では

勝瑞 ある て引用している山田論文」と批判されるが、「横尾裁判官の反対意見の趣旨をゆがめて引用している」 ないというべきである」を指すに過ぎないと言うべきであろう。 氏がいうところの 「本件決議は、 被告の目的 「同旨の第一 の範囲外の行為を目的とするものとして無効と解するほかない」「原告らは、 審の判断」をどう読むべきかという点であるが、 勝瑞氏は 「横尾裁判官の反対意見の趣旨をゆ 審判 決の結論部 の 分の Ú 判 被告

で

群馬司法書士会震災復興支援金事件最高裁判決をめぐる学説の検討 批判する。 的に異なり、 に対し、平成七年二月二五日被告臨時総会決議に基づく登記申請事件一件当たり金五○円の支払い義務を負って 上 は合憲の推定を受けることになる。 てよい べき性質のものではない。ところが⑤ⓒは法により強制されるべきものであろうか。 ⓑⓒの寄付は構成員の思想・信条の自由を侵害しない 四 の方ではなかろうか 「三千万円の拠出金は、 (目的範囲内での強制徴収決議)により命じられたものであって、そうであれば、 (同業者)に対する私的支援金としての寄付、ⓒ一般被災者に対する私的支援金としての寄付と分類した上で、 Í 災害救援資金の寄付を、(二) 菂 領域なのであろうか。」(本論文に合わせて①を②、 の範囲内かどうかということになる。 ③は構成員の思想・信条の自由を侵害しないが⑤⑥の寄付は構成員の思想・信条の自由を侵害すると 瑞 氏は、 「②が『公的支援金』という以上、その支援金は、公的目的により規制された、 公法上の目的に即すべく支出された金員であるのだから一応、 とすると、 で前述したように、 争いの焦点は、 であるから、 (質的に同じ)としている私見に対し、②と⑤©の寄付は質 ②公的支援金としての<br />
寄付、 ②をし、③をⓒに変更……筆者注) そこでは憲法一九条の問題が直接に論じられることは その強制徴収決議が公法の特別法である司 当然個人の選択にゆだねられる 憲法一九条の保護が及ばなく b被災司法書士会·司 この強制徴収決議も憲法上 と主張されたり 支出 法書士 が法 が (a)

ない。」と主張される。

結局、

勝瑞氏は、二審判決・最高裁判決に関し②の寄付と認定したことに反対しており、

すと、全員一致でなければいかなる寄付 は、こうした次元まで、法人が寄付をするに際し構成員の思想・信条の自由の侵害の問題になるとの議論を行いだ 寄付と認定すべきである。そして、⑥ⓒの寄付は構成員の思想・信条の自由を侵害するとの勝瑞氏の主張に関して しては、 あるとするのが、 であるとするのは困難であろうし、 の寄付であるならば、 ⑥の寄付との認定をして一審判決のように構成員の思想・信条の自由を侵害するとの観点から司法書士会の「目的 きなくなる恐れがあるといえよう。四宮教授が指摘するごとく、法人による政治献金や宗教団体への寄付の場合は 相違はあるであろうから、 金面での協力など)も法人は行うことができなくなり、 からすれば、②の寄付であっても司法書士会の「目的の範囲外」であるとの判断を行う意図であるかもしれないが、 ならない以上、司法書士会の「目的の範囲内」となることを勝瑞氏が自認しているようにも読めるからである。 「公的支援金」である以上は「司法書士法上の目的の範囲」という見地からみても司法書士会の「目的 、き事柄」であるとの論理が寄付以外の場面にも波及し、法人の日常業務の執行においても構成員の 1.囲外」との判断をすべきであるとの主張と解される。 勝瑞氏は「公法の特別法である司法書士法上の目的の範囲内かどうか」という判断を行うとしていること 浦部教授が指摘される実態を踏まえるならば、二審判決・最高裁判決の法廷意見が採用したごとく、 事実認定で②の寄付とすることが正当であるならば、 勝瑞氏の支持される一審判決の論理からしても一貫するであろう。ところで、事実認定の点に関 構成員の思想・信条の自由の侵害は問題にならないことを、 人でも反対の構成員がいれば構成員の思想・信条の自由の侵害を理由に法人は活動で 構成員の思想・信条の自由の侵害がない以上司法書士会の (災害救援資金の寄付、 さらには、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定す しかし、 地域社会への財産上の奉仕、 勝瑞氏の前記主張の部分からわかるように、 構成員の思想・信条の自由の侵害が 勝瑞氏が認めておられる点は重 各種福祉事業への資 日 的の範囲内」で 思 想 の範囲外\_ 信 問 (a)

条の自由を侵害せず、

質的には同じ災害救援資金の問題と解すべきである。

群馬司法書士会震災復興支援金事件最高裁判決をめぐる学説の検討 滞し 囲外」 を対象としたサービス、②一般市民のための無料法律相談を行う市民相談センター 材料にもなっていただろう」と指摘される。 <u>E</u>. から主張され 登記所統廃合の るための公証役場の誘致運動、 づいて自主的に決定すべき事柄であり、 確な歯止めになっていただろうし、 て自 たものとなり、 勝瑞氏は、 のみを行う団体になってしまう可能性がある。そして、 であるとされるならば、 主的に決定すべき事柄であり、 て司法書士会の活動はストップし、 反対運動、 群馬司法書士会が 司法書士会は単に「会員の指導及び連絡に関する事務」 (6) )登録免許税増税阻止運動といった政治活動のような活動も、 群馬司法書士会がこれまで行ってきた、 ④一般市民を救済するためのクレサラー 一〇番の設置、 個々の会員の心というものをもう少し大事にする司法書士会となるための 「敗訴していれば、その判決は、 他から強制される性質のものではない」として、 他から強制される性質のものではない」との一 しかし、 さらには萎縮効果による自己抑制によって司法書士会の活動 もし、 本件寄付が一審判決のように 税理士会や弁護士会といった強制 強制会の執行権限 例えば、 (司法書士法 ①市民公開講座 の開設、 <u>(5)</u> 審判決が用 の濫用に対する将来 司法書士会の 「各人が自己の良心に基 「各人が自己の良心に基 3 四 般市民の便宜を損 条二項 般市民 のような いた論法が会員 〔現五二条二 の便宜 目 般 的 が停 なう 反省 市 の 0

範

民

明

加入の特殊公益法

26 ある。 数決原理で意思決定していくが、「各人が自己の良心に基づいて自主的に決定すべき事柄であり、 民を対象とした各種サービス・運動等をストップさせる影響を与えることになろう。そもそも社団法人は総会の多 人にその影響が波及し、さらには強制加入団体でない特殊公益法人や、民法上の公益法人にまで慈善事業や一般市 反対があれば法人の活動ができない る性質のものではない」との一審判決が用いた論法が総会や裁判で主張として持ち出されて幅を利かせ、 最高裁判決が本件において一審判決の論法を採用せず、多数決原理の原則で活動していくことを認めた意義 (少数者専制)事態を生じさせて、多数決原理の原則が大きく崩れる可 他から強 一人でも 能性が 制され

は非常に大きいといえよう。

当な結果を招いてしまうことになる。従って、残った金額を贈与の目的に添うべく受贈者である兵庫県司法書士会 5 訓を基に、日本司法書士会連合会の会則に「国民に対しての司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項 司法書士会連合会は、 が処分することは許されるといえる。本件寄付に関しては、 条件とする贈与でない以上、残った金額を贈与者に返金する義務はないというべく、 の目的を達することができたという点ではむしろ望ましいといえる。また、寄付金が余った場合に返還することを 援活動に足りたというにすぎず、どれだけ司法書士の法的救援活動に金額が必要になるかは事前には分からないか に贈与されたことを批判する。これはたまたま結果論として全国から寄せられた寄付金の総額が司法書士の 多すぎたという事情が責められるべき事情とは言えないし、 勝瑞氏は全国の単位会から兵庫県司法書士会に寄せられた寄付金が多く残り、それが日本司法書士会連合会 の割合で贈与者全員に返金するとなれば、被災している司法書士会に膨大な事務を要求することになり不 これを市民救援基金特別会計に組み入れて運用している。すなわち、 残った金額が日本司法書士会連合会に贈与され、 結果論として不足するよりも寄付金が足りて支援 もし仮に残った金額を贈与者 阪神・ 淡路大震災の教 日本

群馬司法書士会震災復興支援金事件最高裁判決をめぐる学説の検討

河

内教授は、

構成員の思想・信条の自由の侵害や公序良俗違反を問題にすることなく、

そもそも法人の政治献金

たほ が に寄付した各単位会の目的に添った運用がなされているといえるから、 たことに関しては、 従って、 に関する札幌司法書士会の災害地域住民を対象とした法的救援活動としての電話相談及び現地での法律相談に、 本司法書士会連合会から日司連市民救援基金設置規則第三条に基づき寄付 司 かっき 法書士会の事業として盛り込まれ(これは法務大臣の認可を経ている)、これを根拠として、 現在に至るまで日本司法書士会連合会により全国的にこのような支援活動が組織的継続的に行わ 残った金額が日本司法書士会連合会に贈与され、 違法という問題は全く起こらないし、 当・不当の問題としてみたとしても、 そこで市民救援基金特別会計に組み入れられて運用され 全く不当の問題は生じないと考える。 (日司連市民救援基金の支出 兵庫県司法書士会 有 珠 Ш n が 噴 っている。 ③5 火災害 行 われ H

#### 4 河内説に対する反論

に拘 付は は、 成員全員の同意を想定できる限度で法人財産からの寄附も許されるとして、 な事柄につい や法人の災害救援資金の寄付は法人の権限外の事柄であり、 決議に拘束されることになるのか、そもそもはじめから一 束されない」とされる災害への寄付が、 目 般 的 財産からの六○○万円の寄付は の て団体が決議しても、 範囲外」であるとされる。 構成員は決議に拘束されないとされる。 しかし、 「目的 般財産から の範囲内」であるが、 何故、 「団体の目的達成とは関係がない事柄」 の災害寄付であれば 般財産からの災害寄付は法人の権限内の 団体の目的達成とは関係がない事柄なので、 各構成員から個別徴収した二四〇〇万円 群馬司法書士会の復興支援金の事案で ところが、 目 的 0 範 災害への寄付の場合は、 囲 内 で とされ構成員がそ 「構成員 事柄とした方 その は決議 !の寄

が説明として一貫するのではないかという疑問が残る。

性があると考えていた。 ることは協力義務の限界を超えて無効であるとしており、私はこの論法が群馬司法書士会訴訟でも採用される危険 うした論法を「分離論」と呼び、最高裁に提出した群馬司法書士会訴訟の鑑定書においてこうした「分離論」 働組合が一般財産から政治献金することは「目的の範囲内」であるが、 ところで、一審判決、二審判決ではともに争点になっていなかったが、国労広島地方本部組合費請求事件では労 私は一般財産からの支出と構成員からの個別徴収による支出とを分離するという意味でこ 構成員から政治献金を強制的に個別徴収す が採

られないよう批判を展開してきた。

構成員からの個別徴収に関しては、厳しい不利益を伴う協力義務を課し目的との間の均衡を失しているとして否定 れたが、災害救援資金の寄付の場面では、「構成員全員の同意を想定できる」として一般財産からの支出は認めつ の見解は、 たか否かの基準で一般財産からの支出と構成員からの個別徴収とを区別するものであった。これに対し、 ならず構成員からの個別徴収も許されると判断して、「分離論」を採用していない。 する主義・主張の一体化が生じても会員の思想・信条の自由を害さないと判断したため、 るものと解される。これに対し、最高裁の法廷意見は、本件が災害救援資金の寄付の類型の事案であったため. しており、 できる。また、 つ構成員からの個別徴収による支出を否定しているので、形を変えた一種の「分離論」を用いたものとみることが 一本件負担金の徴収は、 国労広島地方本部組合費請求事件の事案のような政治献金の場面では「分離論」 国労広島地方本部組合費請求事件最高裁判決が採用した「分離論」は、 深澤裁判官の反対意見も、 般財産からの寄付のみを肯定する結果となっていることから、 会員の政治的又は宗教的立場や思想信条の自由を害するものではなく」、拠出者と寄付に対 司法書士会からの寄付を相当と認められる範囲であれば肯定する一方、 種の 拠出者と信条の一体化が生じ 「分離論」を採用してい 般財産からの支出のみ を用いることに反対さ 河内教授

ずに団体財産補充のために会費の追加徴収を臨時になす場合は許され、 があることを今まで指摘してきた。国労広島地方本部組合費請求事件最高裁判決が用いた 出者と信条の一体化が生じているから、この基準で区別を正当化する「分離論」 明示し法人の構成員から個別に強制徴収する場合は許されないとするのは、 を明示して個別徴収したか、 にすぎず、会員から徴収した金員を政治献金するための抜け道を与えるに過ぎないともいえること、 う問題が生じること、第二に、法人の一般財産から政治献金の支出を認めると、会費名目で政治献金を強制される 治献金を支出することが許されるとなると、 く不合理な区別というべきであること、 上同じ行為であるのに、 からみるならば、 国労広島地方本部組合費請求事件最高裁判決が採用した「分離論」に関しては、 一般財産からの支出と個別徴収からの支出という点では質的に差異がなく、「分離論 使途を隠していれば法人の支出を適法とする点で、 会費として徴収したかの区分でしか意味をもたないが、 第四に、 構成員に事前に支出目的が知らされず反対の機会が与えられないとい 毎年同じ政党に政治献金している法人に会費を支出するのは、 徴収決議に基づいて政治献金であることを ある種のごまかしを奨励する結果を招 政治献金に支出するという点では実質 は無理があることといっ 第一に、 政治献金に使うことを知らせ 「分離論」 法人の一 は、 第三に、 般 以財産 た問 理 は、 圧から政 目的 実態 拠

員は 論 も実質的にも不当な理論と考える。 支出することも、 ·寄付を強制されないとしつつ、「構成員全員の同意を想定できる限度で法人財産からの寄附も許される」 とし を採用しない一方で、 河内教授は、 法人の資金は構成員のものであることを考えると、

政治献金の場合には、「構成員から臨時の出資を強制することだけでなく、

「分離論」を採用している。これは一般財産の支出の限りで法人の災害救援資金の寄付を可能にして、

組織的

災害救援資金の寄付の場合には、

強制加入団体であろうと任意加入団体であろうと構成

やはり許されないと思われる。」として「分離

法人の資金から

提起されているにもかかわらず「構成員全員の同意を想定できる」とみなすならば、 するのは矛盾であり、「構成員全員の同意」は想定できないとみるべきではないかとの批判(反対者がいて訴訟が がある。 救援を現実的に可能にし具体的妥当性を図ろうとした河内教授の絶妙なバランス感覚によるものと思われる。 員全員の同意を想定できる」とみなして法人財産からの寄附を行うことも可能になるとの疑念も生じる)を免れな かかわらず「構成員全員の同意を想定できる」とみなして災害救援資金の寄付の場合に一般財産からの寄付を肯定 ておられるが、 災害救援資金の寄付の場合に「分離論」を用いる理由を、「構成員全員の同意を想定できる」という点に求め 本件の群馬司法書士会の災害救援資金の寄付の場合に関しても、反対者がいて訴訟が提起されているにも 現実的には災害救援資金の寄付に反対する構成員もいるであろうから、 政治献金の場合にも、 理論的な説明としては難点 しか

いであろう。

政治的思想、 であろうと、 て自主的に決定すべき事柄である」といえるから、徴収決議に基づいて法人の構成員から個別に強制徴収する場合 人の構成員から個別に強制徴収する場合であろうと、法人の一般財産から支出する場合であろうと、 体のものであるという「一体論」に立ち、 むしろ、一般財産からの支出と構成員からの個別徴収による支出とを分離するという「分離論」でなく、 深澤裁判官の であり、 見解、 法人の一般財産から支出する場合であろうと、法人の「目的の範囲外」であると解する。 判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である」とはいえないから、徴収決議に基づいて法 政治献金の場合には、「会員各人が市民としての個人的な政治的思想、 「分離論」に関しては、 災害救援資金の寄付の場合には、「会員各人が市民としての個 構成員からの個別徴収に関し、 厳しい不利益を伴う協力義務を課 見解、 判断等に基づい 法人の「目的 質的に 人的な

目的との間の均衡を失しているとの深澤裁判官の判断に賛成し得ないことを、田髙助教授への反論のところで詳細

も考えると、

道徳的にい

いか悪い

かといった問題は回避すべきというような曖昧な基準で強制

加入団体の活動を制

## 5 橋本説に対する反論

に前述した。

者の 何を、 断が分か 場や宗教的立場、 構成員が全員一致で賛成しない限り組織的に支援し得ないということになろう。 復興支援を行うのは、国と地方公共団体とあとは任意で協力してくれる個人に限られるということになり、 のか。」とされる。 能である。しかし、そのような判断は、 メントを回避する」という問題についてまで多数決原理の原則が及ばないとすると、 ットメントを回避することが求められている。」とされるが、「日常的に生じる道徳的判断を伴う問題へ 員の多数決原理で活動が行われるのが原則であり、 が 7分か の財産上の奉仕、 本教授は、 どこまで、 れる問 れる問題についてはすべて強制加入団体は決定できないことになり が生じるという問題も抱えることになる。 「歴史的な大災害に際して、 題は多い)、 いかなる方法で行うべきかは、 W しかし、こうした各人の良心に従って復興協力を行えばよいとする見解を前提とするならば、 わゆる思想信条にかかわる問題にとどまらず、 各種福祉事業への資金面での協力などはもとより、 強制加入団体の活動は大幅に制約されることになろう。 自然人たる会員個々人の道徳的判断を凌駕するものではあり得ない。 強制 加 第一義的には各人の良心に従って行われるべきことではなかった 橋本教授の見解を前提にすると西原教授がいうところの **泛**団 しかも、 体が何らかの復興協力をすべきであるという判断 橋本教授は、 日常的に生じる道徳的判断を伴う問題 日常の業務においても構成員 強制加入団体においては、 (日常業務において各人の道徳観 そればかりか、 とりわけ萎縮効果が働 災害救援資金 法人の活動 の寄付、 のコ ハの道 政 は十分可 法人は 3 治 くこと 徳 地 0) 「少数 は構成 誰が、 ット コミ 的 的 域 判 社

判されるが、 限すれば、 わけではない。 則に基づき復興支援金の負担を構成員に強制しただけであり、 司法書士会は会員の指導・連絡を除きほとんど活動できないことになる危険性がある。 最高裁は、 道徳的に「善きこと」「中立的なこと」「悪きこと(もちろん「違法」のレベルに達していないこ 「『善きことは強制するに値する』という強いパターナリズム」がみられるとして最高裁判 司法書士会の「目的の範囲内」の活動で協力義務の限界を超えないから、 道徳的に「善きこと」であるから構成員に強 多数決原 1決を批 理 制した

0) 原

とを前提とする)」であっても、司法書士会が「目的の範囲内」の活動を多数決で決定したのであれば、その構成

と批判される。 を左右する役割を担った」との私見に対し、「法廷意見の前提は、あくまで、 員は強制される以上、 の間で業務その他について連携、 金額の多寡は、そのフィルターを通った後に検討されるべき要素として措定されているのではあるまいか。」 橋本教授は、「寄付の金額の多寡が『目的の範囲』を左右するとの法理論が、 しかし、最高裁の法廷意見も反対意見も災害救援資金の寄付をすること自体は相当な金額の寄付で 橋本教授の右の批判は妥当でないというべきである。 協力、援助等をすること』でなくてはならないという点におかれているのであっ ある出捐行為が 法廷意見と反対意見の結論 『他の司法書士会と

尾反対意見〕)とが対立しているとみるのが妥当ではなかろうか。橋本教授の言葉で述べるならば、「フィルター きく超えるものであるといわざるを得ず、それが被上告人の権利能力の範囲内にあるとみることはできない」〔横 (「その額が過大であって強制加入団体の運営として著しく慎重さを欠き、 被上告人の目的 !の範囲を超えたもの」〔深澤反対意見〕、「社会的に相当と認められる応分の寄付の範囲を大 会の財政的基盤を揺るがす危険を伴うも

廷意見

(目的

の範囲を逸脱するものとまでいうことはできない」)と、「相当な金額」でなかったとする反対意見

の範囲内」にあるという前提を有している以上、寄付の金額が、「相当な金額」であったとする法

ある限り「目的

群馬司法書士会震災復興支援金事件最高裁判決をめぐる学説の検討 問べその議返を意 6 細 題きの如の環件味川

を通った後に検討されるべき要素」である「金額の多寡」が、 法廷意見と反対意見を分けているとみることができ、

私見への批判は当たらないと考える。

の道をいみじくも開いた」 橋本教授は、 「群馬司法書士会訴訟最高裁判決は、 との私見に対し、 批判されるが、 この点に関する反論は、 八幡製鉄政治献金訴訟最高裁大法廷判決 勝瑞説 への 反論のところで詳 の判例変更へ

# 6 川井説に対する反論

に前述した。

問題にされていた点を考慮し、 その取消しの訴えを提起すればよく、そうした処分が行われていない段階では本件決議は上記の意味で有効という を伴わないものと考える。 べきである。」と主張される。反対意見を述べた深澤裁判官が「厳しい不利益を伴う協力義務を課す」という点を の処分は定められていないし、 返還請求権を有しない。このように、 意味で、 0 内容によっては、 井 Ш 井教授の説は、 教授は、「一応、 決議 の内容の性質上、 きめ細かな利益衡量に基づき有効に段階を認め、 強制を伴わない効力しか認められないものがあるといえる。 拘束力あるものとして総会決議をし、それができるだけ尊重されることを期待するという 決議は強制力を伴わないとはいえ有効であるから、負担金を支払った会員は、 その処分が行われたという記録はない。もし、そうした処分が行われたとすれば 協力義務が不利益を伴わない限り有効とした説であると考えられる。 強制できない場合がある」と主張され、さらに、「寄付の性質上その決議 有効にも段階があり、 完全有効の場合以外に、 具体的妥当な有効論を模索しているものと ……総会決議には違反について 決議者の意図とは異なり、 そうした意味 不当利得 は強制力

評価することもできる。しかし、

私は、

懲戒処分を積極的に課すべきであるとはもちろん思わないが

(もし行き過

できなくはないが、

以下の疑問が残る。

34 ように思われる。 求権が生じないという意味で給付保持力を認めているので、一種の「自然債務」として取り扱うということである ぎた懲戒処分であるなら「権利の濫用」になろう)、ある程度の社会通念上相当な懲戒処分は許されると考える。 総会決議による特別負担金の支払義務を、 有効にもいろいろな段階があり、 一種の「自然債務」としての効力しか生じないとの主張は理解 強制力は伴わず、任意で支払った場合には不当利得返還請

多数の意思は無視されることになるのではなかろうか(「強制力を伴わない」ということであれば総会決議で多数 図とは異なり」と川井教授が述べていることからすれば、構成員の予期に反する結果になっても構わないとの趣旨 ことになるのであろうが、総会決議の時に一種の「自然債務」としての効力しか生じないと構成員が認識している 思われる。次に、 要があろう。「寄付の性質」ということから直ちに一種の「自然債務」に直結するとするなら、説明不足のように もそもこうした総会決議が何故に一種の「自然債務」としての不完全な効力になるのかの説明が十分になされる必 を占めない可能性もある)。さらに、「団体の目的達成と関係がない事柄について団体が決議』をしたという場合に、 であると解されるが、「強制力を伴わない」ということであれば、強制力を伴うということで総会決議に賛成した わなかったのにという構成員も出てくるであろうし、 のでなければ、 決議をした構成員の予期に反する結果になるのではないかという問題が残る(一種の「自然債務」なら払 根本的な問題として、一種の「自然債務」として処理した方が妥当であるということは理解できるが、そ 誰がどのようにして区別するのかという問題がある。最終的には裁判所によってケースごとに判断される 総会決議を行う構成員の大多数は完全に効力が生じると考えているのに、後で一種の「自然債務」 総会決議において、完全に効力が生じるものと一種の「自然債務」としての効力しか生じないも 総会決議の無効を主張される可能性もある)。「決議者の意

と考える。

Ш 望まれる」とする場合に、こうした取り扱いをするのが災害救援資金の寄付の場合だけに限 0 範 井教授のごとく一 仮に、 1.囲外」となり完全無効となる場合が多いであろうから、 この立場が成り立つとしても、「有効か無効かという割り切り方ではなく、 種の 「自然債務」としての効力が生じるとするならば、こうした場合一 どのようにして両者が区別されるのかという問 中間説による柔軟な対応が るの 般的には法人の か、 それともそれ 題 が 目 残 的

以外の場合も中間説による対応を行うのか、

明確な基準を示していくことがこの説の課題と考える。

授は、 止が 必要を考えると、 集めることができる場合とあまり変わらないのではないかという疑問が残る。 動促進法等を考慮するとき、 れ、 や地方公共団体以外に法人の組織的支援はあまり望むことができず、任意で協力してもらえる人からの協力に限ら 7ある) 懲戒処分(司法書士法四七条によれば、 局 実効性のある法人の災害支援がきめ細かく十分に行われないという危惧をぬぐい去ることができない。 「当時、 Ш 0) 注井教授の見解に立つと、 問題については 多数の人々の善意によるボランティア活動、その後、これをきっかけとして成立した特定非営利活 とうてい否定説はとりえない」と論じられているが、そうであるならば、 上記否定説は疑問である。 「権利濫用法理」 構成員にその支払いを強制できない以上、 懲戒の種類としては、①戒告、 を用いて謙抑的に運用するという方向を目指すべきではなかったか 大震災後の不動産登記事務の増大に伴う司法書士 ②二年以内の業務の停止、 その結果、 法人が構成員から任意の寄付だけを 大規模な災害に対し、 完全有効説をとっ 3業務 一の活 Ш 井教

鷹巣説に対する反論

らの相当な寄付のみを肯定し、 にふさわしい金額の寄付を行うことができるのかという問題は残ることになる。司法書士会の災害救援資金の寄付 的支援金」としての寄付として十分な金額の寄付を行うことができるのか、換言すれば法人の社会的責任を果たす 儀礼ないし徳義として行う災害義損金の寄付であるなら高額でない一般財産からの寄付が許されるのに、法人の社 会の「公約支援金」としての本件寄付は、全て「目的の範囲外」との結論になるようにも思われる。 えないということだけである。しかも、「公的支援金」としての災害救援資金の寄付は、社交儀礼ないし徳義とし には一体のものである以上、社交儀礼ないし徳義として行うものであるとの根拠で「分離論」を導くことはできな い寄付であれば許されるとせざるを得ないのではなかろうか。もっとも、そう解することができたとしても、「公 会的責任を果たすべき要請がより一層強くなる「公的支援金」としての寄付になると一切行えないというのは、 であるなら群馬司法書士会の引き受ける任務の範囲を遙かに超えていると論じている。そうすると、 て行うという枠組みで根拠づけるのは限界があり、別の根拠を求めざるを得ない。現に鷹巣教授も、 いというべきである。社交儀礼ないし徳義として行うものであるということから帰結できるのは、 な寄付を行ったり、 法人の社会的責任を果たす活動として、「目的の範囲内」になるというべく、しかも、一般財産からの寄付で 河内説に対する反論で詳しく論じたように、一般財産からの支出と構成員からの個別徴収による支出とは質的 両者の均衡からするならば、「公的支援金」としての本件寄付も少なくとも一般財産からの高額でな 災害救援資金の寄付を、社交儀礼ないし徳義として行うものであると捉え、会の財力を超える高額 会員から特別負担金を徴収してまで行ったりするものではないと解しているので、 構成員から個別徴収して寄付することを否定する「分離論」の立場といえる。 高額な寄付を行 「公的支援金」 しかし、社交 群馬司法書士 般財産か しか

件最高裁判決と同様にこれを肯定すべきである。(生) る あろうと、 金額が高くなるというべきである。鷹巣教授は、 勝瑞説に対する反論で論じたように、「公的支援金」としての寄付の方が災害義損金の寄付より相当な範囲の 構成員から個別徴収した寄付であろうと、 なお、 金額の多寡が「目的の範囲」を左右することを否定されるが、 相当な範囲の寄付であれば、 鷹巣教授は、 災害救援資金の寄付が構成員の思想 目 的 Ó 範 開内」 になると解す 信条

本

と評価できなくはない」との私見に対し、 また、 鷹巣教授は、 群馬司法書士会訴訟最高裁判決が 批判されるが、 「八幡製鉄政治献金最 この点に関する反論は、 高裁判決の判例変更へと道を開 勝瑞説への反論のところで詳!

V

た

この点は正当と考える。

自由を侵害するとの原告の主張を批判されており、

## 8 内田説に対する反論

に前述した。

その 九州税理士会政治献金事件最高裁判決の論理を安易に用いているとして、大きな批判を受けたためか、® のではないからである」としていた あるし、また、「そのような寄付は、 の見解を変更されていないと思われる。 である。 れた教科書の改訂版でも、 内 が理由 田 教授は、 その意味で、 [は、「公的な目的」を有し、 災害被災者への人道的寄付を司法書士会の 群馬司法書士会事件の最高裁判決には疑問がある。」とされていることから、 「強制加入団体の場合は、 (一審判決の論理と同じである)。前章で引用したように最高裁判決後に出さ 各人の良心に基づき自主的に決定されるべきで、 強制加入団体である司法書士会は、「目的の範囲」 しかし、 審判決は、 構成員の自由を侵害しないように厳格な解釈がなされるべ 「目的 政治献金と質的に異なる災害救援資金の寄付に、 の範囲外」とされた一 他から強制される性質の 審判決を支持されて が厳格に解されるべきで 審判決支持

最高裁判決

の法廷意見のみならず反対意見を述べた深澤裁判官・横尾裁判官ともにこの一審判決の論理を採用していない。 大きな批判を受けた一審判決の論理を、最高裁の裁判官は誰一人そのまま採用しなかったという点は重く受けとめ から、「目的の範囲」を厳格に解すべきといっても、 「そのような寄付は、 強制加入団体が多数決によって会員に要請できる協力義務の限界を超えた無効なものである」との論理を展開して に個別徴収した二四○○万円については、「厳しい不利益を伴う協力義務を課すことは、目的との間の均衡を失し、 囲の金額ならば 官・横尾裁判官は、 審判決の論理からすれば、 を「目的の範囲外」とすべきとする各論的に明確な具体的基準をそこに見出すことはできないといえる。学説から である」とする一審判決の論理は採用されていない。そもそも、「公的な目的」を有し、 的」を有し、 一審判決にはこうした理由は述べられていない。確かに、深澤裁判官の反対意見においては、「公的な目 強制加入団体である司法書士会は、「目的の範囲」が厳格に解されるとの論理が用いられているが、 「目的の範囲内」になることを前提としていて、一審判決と異なる。また、深澤裁判官は、 寄付の金額が相当な範囲を超えるから「目的の範囲外」としており、これを裏返すと相当な範 各人の良心に基づき自主的に決定されるべきで、他から強制される性質のものではないから 相当な範囲の金額の寄付であったとしても「目的の範囲外」となるのに対し、 総論的な解釈態度を単に示すに過ぎず、災害救援資金の寄付 強制加入団体であること 強制的

と厳しく批判されながら、 うのは 自主的に決定されるべきで、他から強制される性質のものではないからである」とされながら、より一層「各人の 「目的の範囲外」であるとされる。 他方で、「公的な目的」を有する強制加入団体の司法書士会が災害救援資金の寄付を行 人道支援の寄付の場合には、「そのような寄付は、各人の良心に基づき

る必要があろう。

なお、

内田教授は、一方で、会社の政治献金を会社の「目的の範囲外」と構成するのは

「法律家の論理」でない

良心に基づき自主的に決定されるべきで、他から強制される性質のものではない」と思われる政治献 い」とは述べられない 会社の政治献金 **「の場面で、「各人の良心に基づき自主的に決定されるべきで、** 他から強制される性質のものではな

金の

場合には、

ういうことかといいますと、さっき言ったとおり、法人というのはその定款なり寄附行為に定められた事業の範 ということよりも、 ろうか。 で生きているものでございまして、それ以外のものについてはできない、つまり適法性がないわけでございます。 法書士会の災害救援資金の寄付の場面では司法書士会の 圌 原昌男元最高裁判所長官が、 の政治献金を会社の 法律的に余り理屈は通らないものであるということだけは申し上げたいと思います。 目 国会において、 的の範囲外」とするのは 参考人として出席し、「企業献金そのもの 「目的の範囲外」と正反対に述べられるのは、 「法律家の論理」 でないとまで述べる が悪とか善とか 方で、 それはど かが であ 司

囲

群馬司法書士会震災復興支援金事件最高裁判決をめぐる学説の検討 囲外」と解されているし、八幡製鉄政治献金事件東京地裁判決も会社の政治献金を「目的の範囲外」と解してい 直してもらわなきゃいかぬ、こういうふうに考えております。」と発言されていて、会社の政治献金を「目的 というのは、 その意味で、 その意味で、 会社の政治献金を「目的の範囲外」とされる学説としても、 これは悪です、 先ほど言った八幡製鉄の事件におきましてもその点が真っ先に唱えられておるわけでございまして、 企業献金というものが現在のような形で数百万、 私の評価からいいますと。これはあるべからざることである。 数千万あるいは億といったような単位で入ってくる 四宮教授、 富山教授、 だから、これを何とか

羽教授、 とができるであろうか。 る。 55 実務家・学者から有力に主張されるこうした見解を、 森泉教授 河内教授、 司法書士会の人道支援には消極的で会社の政治献金には積極的な内田教授の価 鍛冶教授、 三枝教授、 北野教授、 果たして「法律家の論理」 新山教授など学界を代表する学者の学説が存在し でないとまで言いきるこ 値 判

甲斐教授、

西原教授、

白

## 五 終わりに

る学説との論争を通じてこの問題がより深化していくことは非常に有益であろう。 群馬司法書士会訴訟の提起した問題は、残された問題も含めて大きいといえる。最高裁に賛成する学説と反対す

今後の方向性として以下の点が重要と思われる。

治献金事件最高裁判決と、群馬司法書士会訴訟最高裁判決を契機として、八幡製鉄政治献金事件最高裁大法廷判決 めぐる議論が民法九〇条を中心としてなされているが、「法人と人権」の問題を大きく提起した南九州税理士会政 権利」と「団体を作る権利」がある)の観点から、民法学も検討を進めて行くべきであろう。近時、憲法と民法を の見直しを含め、民法四三条を中心にこの問題を詰めていくことが必要であろう。 まず、第一は、大村教授が指摘されるように、「団体の権利」ではなく、「団体への権利」(これには「団体での

範囲 付の金額の多寡が 第二は、群馬司法書士会訴訟は、最高裁判決の法廷意見と反対意見とで「目的の範囲」の判断が異なったが、寄 と構成員の協力義務との関係などの残された理論的課題を解決すべく、法人の「目的の範囲」 「目的の範囲」を左右することを認めたという点で大きな意義があるし、民法四三条の の議論を今 目 的

後活性化させていく必要があろう。

に対する義捐金を始めとする「私的支援」を、どこまで多数決原理の下で構成員に強制できるか検討していくこと 法人の組織的人道支援はいかなる範囲まで可能なのか、「公的支援」のみならず、同業者や一 般被災者

では評価してよいであろう。

が必要であろう。 その意味で、 今後の判例の傾向も踏まえながら、 最高裁判決の射程範囲を明らかにしていくこと

が必要であると考える

う役割を担っているが、ある意味では、最高裁は絶妙なバランス感覚の判断がなされているともいえる。 が注意を促しているとみることもできよう。 きくならないように、また、 理の原則で司法書士会が公的支援の活動をしていくことを認める一方で、二人の反対意見がつき、 官や横尾裁判官の反対意見には賛成できないが、法人の人道支援が適正さを欠かないよう注意を促したという限り ところで、最高裁判決を改めて振り返ってみたとき、 構成員が個別徴収される際に不納付の時の制裁を厳しくしすぎないように、 深澤裁判官や横尾裁判官は少数意見にとどまり、 最高裁の法廷意見は一審判決の論法を採用せず、 単に注意を促すとい 寄付の金 多数決原 反対意見 深澤裁判 額

く寄付 拡充に関する事項」 書士会連合会において、その会則に司法書士会の事業として「国民に対しての司法書士が提供する法的サービスの 援を一歩前進させたことがうかがわれる。その意味で、法人の災害救援の基礎を作り出す役割を担っている群馬司 会により、各単位会の災害地域住民を対象とした法的救援活動に対し、日司連市民救援基金設置規則第三条に基づ 群馬司法書士会訴訟は、法人の人道支援を創造していく上での一つの土台を作ったと言える。 (日司連市民救援基金の支出)が行われて支援がなされるようになったというところからも、 が盛り込まれ (これは法務大臣の認可を経ている)、これを根拠として、日本司法書士会連合 例えば、 法人の人道支 日 1本司法

法書士会訴訟最高裁判決を、 野田 日教授の 『災害救援』という本の結びをもって終わりとしたい。 さらに発展させていくことが今後我々に問 われている問題といえよう。

関東大震災の救援よりは島原、奥尻の救援が良くなっていると思う。そして阪神大震災の救援

と復興が奥尻よりも良くなっていると信じる。震災を通して、私たちの社会は少しずつ自分を見つめ、テクノロジ よって、癒されることのなかった過去の人々の精神的外傷を聞きとり、歴史を治癒している。」 抱いて余生を終えた多くの被災者の悲しみのうえに創造されている。私たちは災害救援の新しい文化を創ることに の進歩だけでなく、災害救援の文化を創造しているのだと信じる。それは、これまでの災害の後、無念の思いを

- 1 拙稿「判研」山院三九号一七二頁以下(一九九八)。
- 2 院四四号一頁以下 (一九九九)。 拙稿「災害救援資金の寄付と公益法人の目的の範囲―群馬司法書士会震災復興支援金事件の東京高裁判決を素材として―」山
- (3) 鑑定書を所収したものとして、拙稿「災害救援資金の寄付と司法書士会の目的の範囲」山院四六号一頁以下(二〇〇〇)。
- 4 頁以下(二○○三)、拙稿「群馬司法書士会震災復興支援金事件の最高裁判決の意義とその問題点」判ター一○八号一六頁以下 (1100111) 拙稿「群馬司法書士会訴訟最高裁判決の分析と検討」法セ五七一号七五頁以下(二○○二)、拙稿「判批」 |判評五二七号一八
- 5 前橋地判平成八年一二月三日判時一六二五号八〇頁
- $\widehat{6}$ 東京高判平成一一年三月一〇日判時一六七七号二二頁
- 7 最判平成一四年四月二五日裁判集民二〇六号二三三頁
- 8 拙稿・前掲注(4)「群馬司法書士会震災復興支援金事件の最高裁判決の意義とその問題点」一八頁。
- 拙稿・前掲注 (4)「群馬司法書士会震災復興支援金事件の最高裁判決の意義とその問題点」 一八頁
- 10 拙稿・前掲注 (4)「群馬司法書士会訴訟最高裁判決の分析と検討」七八頁。

11

勝瑞①論文。

9

- $\widehat{12}$ 論集三七巻三号一五二頁 橋本基弘「判批」新報一一〇巻五=六号二三一頁(二〇〇三)、鷹巣信孝「法人 (1100四)。 (団体) の寄附と政治的活動」 佐賀大学経済
- $\widehat{13}$ 最大判昭和四五年六月二四日民集二四卷六号六二五
- 最判平成八年三月一九日民集五〇卷三号六一五頁。

- (15) 拙稿・前掲注(4)「群馬司法書士会訴訟最高裁判決の分析と検討」七
- (16) 勝瑞①論文。
- (17) 勝瑞①論文、勝瑞②論文、勝瑞③論文、勝瑞④論文。
- (18) 拙稿・前掲注(2)一七頁、拙稿・前掲注(3)一五頁。

前掲注 (4)

「群馬司法書士会訴訟最高裁判決の分析と検討」七七頁

- 氏は、 以上、 としているのは、 強調したに過ぎないとみるべきである」としているのであり、「本件寄付の趣旨を②であると強調したに過ぎないとみるべきだ 的に相当と認められる応分の寄付の範囲を大きく超えるもの』と反対意見を述べていることから、 あるが、 だければ明らかであろう。 が、このように述べていないことは、拙稿・前掲注(4)「群馬司法書士会訴訟最高裁判決の分析と検討」七七頁を読んでいた 趣旨を③であると強調したに過ぎないと見るべきだ』そうである」(本論文に合わせて①を④に変更……筆者注)とされている 廷意見は⑤ⓒの場合も司法書士会の「目的の範囲内」であると解していると推察する見方も十分成り立つであろう。 ずであり、 らすれば、 との一般論を展開していること、とりわけ横尾裁判官が「応分の寄付」であれば⑥の寄付は と解していると私が推察していることにつき、 判する以上は、 なお、この文献で最高裁の法廷意見が、二審判決と同様に②の場合のみならず、 勝瑞氏のような推論も有り得るに過ぎず、見解の相違というべきであろう。しかし、二審判決が、@⑥ⓒの寄付を行える 右文献において、「山田氏は、ここでも横尾裁判官の 横尾裁判官が、本件寄付を②でなく⑤の趣旨、 法廷意見が傍論として⑥⑥の寄付は司法書士会の「目的の範囲外」であるとの判断をあえて示さなかった以上は、 ⑥ⓒの場合も司法書士会の「目的の範囲内」となるかという論点は、多数意見を述べた最高裁判事も意識していたは 正確に引用して批判して欲しい。 横尾裁判官でなく最高裁の法廷意見である 念のため引用すれば、「なお、 勝瑞氏は反論されるが 性格が色濃く残っていたものと評価でき、三〇〇〇万円の寄付は 最高裁の法廷意見に、本件拠出金は⑤でなく⑥である旨述べた部分が 『応分の寄付』 (本論文に合わせて①を②、②を⑤に変更……筆者注)。 (勝瑞③論文)、 を引用して、横尾裁判官の反対意見は bcの場合も司法書士会の 最高裁の法廷意見が明確に述べてい 「目的の範囲内」としていたことか 本件寄付の趣旨を②であると 「目的の 『本件寄付の 引用して 範囲内\_
- 20 群馬司法書士会は、 二月一日に義捐金三〇〇万円 ヮヿ ・プロ四台を兵庫県司法書士会に寄贈している。 平成七年二月二五日開催の臨時総会において決議された本件震災復興支援金三〇〇〇万円以外に、 (内訳は、 一〇〇万円は任意の募金、二〇〇万円は群馬司法書士会の一般会計から支出)

 $\widehat{21}$ 

勝瑞②論文

- とする結論を維持しにくいため、 定を変更して判断できるか疑問が残る。恐らく、純粋に@の類型の寄付であるとすると三〇〇〇万円の寄付を「目的の範囲外 の点は深澤裁判官と異なる)、本件寄付を司法書士会の「目的の範囲外」としているが、法律審である最高裁で控訴審の事実認 結果的には法廷意見が正当であることを裏付けているように思われる(拙稿・前掲注(4)「判批」一八四頁)。 これに対し、横尾裁判官の反対意見は、本件寄付が⑤の趣旨、性格が色濃く残っていた寄付であると明確に認定した上で(こ ⑤の類型の寄付としての側面があることを強弁せざるをえなかったのではないかと推察され
- 23) 拙稿・前掲注(3) 二四頁以下。
- (24) 拙稿・前掲注(4)「群馬司法書士会訴訟最高裁判決の分析と検討」七七頁
- (25) 勝瑞②論文。
- (26) 前掲注(14)最判平成八年三月一九日。
- (27) 拙稿・前掲注(4)「群馬司法書士会訴訟最高裁判決の分析と検討」七八頁
- (28) 勝瑞③論文、勝瑞④論文。
- 事件」国際人権九号一七頁以下〔一九九八〕)。なお、岡田教授も、最高裁の「公的支援金」とする事実認定を支持されている 全という司法書士の職業上の義務を果たすための金員拠出である。」とされる(浦部法穂「群馬司法書士会『震災復興支援金 に三○○○万円を送ったものである。これは、阪神・淡路大震災という、まさに未曾有の大災害に際し、被災地の住民の権利保 状況にある、という状況のもとで、群馬司法書士会が、兵庫県司法書士会の被災者救援活動を支援するため、 酬等について免除等の必要性が大きいにもかかわらず、被災地の司法書士自身も被災者であって報酬の免除等が客観的に困難な によって権利関係や登記等をめぐる複雑な法律問題が頻発することが予想され、しかも、被災者は財産を失っており司法書士報 (岡田信弘「判批」法教二六九号五〇頁以下〔二〇〇三〕)。 浦部教授は、 以下のように指摘される。すなわち、「本件は、 阪神・淡路大震災の被災地では、 多くの建物の倒壊や相続など 兵庫県司法書士会
- 問題」であって、「どこで切るか」という問題にならざるを得ず、「われわれの価値判断の上では、 とに関しては、四宮教授が述べられるように、「その人その人の価値判断で、無限の態様がある」のであり、 六)。なお、法人の構成員の思想・信条の自由の侵害に関し「政治的又は宗教的立場と関係」があるか否かで寄付を区別するこ 鈴木竹雄ほか「会社の政治献金の法律問題―東京高裁の判決をめぐって―」ジュリ三四三号三八頁〔四宮和夫発言〕(一九六 特に政治と宗教だけは別に考 それぞれ

- える」というのが、これに代わる基準が社会的コンセンサスを得て確立していない現在の時点では妥当と考える.
- (31) 勝瑞⑤論文。
- れるものでないことを認めたものとして、最判昭和三六年一二月二六日刑集一五巻一二号二〇五八頁、 スで弁護士会の活動が、弁護士等の「指導、 日自正四九卷五号二一三頁参照。 このような一審判決の論法が採用された場合の悪影響に関しては、 連絡及び監督に関する事務を行うこと」(弁護三一条一項・四五条二項)に限定さ 拙稿・前掲注 (3)八頁以下参照。 最判平成一〇年三月一三 なお、 弁護士会のケー
- (33) 勝瑞⑤論文
- (34) 拙稿・前掲注(3)八頁。
- 35 七八四円が支出されているほか、福井県豪雨の被災に対し、市民救援援助費 (司法書士報酬減免援助金) として三五一五万二四一七円が支出され、市民救援活動費 円が支出され、市民救援活動費(相談活動支援費)として六一万七八二円が支出されている。 例えば、平成一六年八月から平成一七年九月までに、新潟・福島豪雨浸水や新潟県中越大震災の被災に対し、市民救援援助費 (司法書士報酬減免援助金)として一六八万三八八 (相談活動支援費)として一○三四万七
- (37) 拙稿・前掲注(3)二一頁以下、拙稿「政治献金と災害救3(36) 最判昭和五○年一一月二八日民集二九巻一○号一六九八頁。
- 38 —」私法六三号一九八頁(二〇〇一)。 拙稿・前掲注(3)二一頁以下、拙稿「相互会社の政治献金と相互会社の目的の範囲 拙稿「政治献金と災害救援資金の寄付に関する法人の目的の範囲―アメリカ法を素材として -日本生命政治献金社員代表訴訟を素材
- 39 の百年Ⅱ個別的観察(1)総則編・物権編』五二頁(有斐閣、一九九八)。 として―」新報一一〇巻一=二号四一二頁以下 (二〇〇三)。 河内宏「民法四三条・五三条〜五五条(法人が権利を有し義務を負う範囲と理事の代表権)」 広中俊雄・星野英一 編
- (4) 河内宏「法人の寄付について」判タ一一〇八号一三頁以下(二〇〇三)。
- (4) 西原博史「判批」ジュリ一〇九九号一〇二頁(一九九六)。
- (42) 橋本基弘「判批」新報一一〇巻五=六号二三〇頁(二〇〇三)。
- $\widehat{43}$ 橋本・前掲注 拙稿・前掲注(4)「群馬司法書士会訴訟最高裁判決の分析と検討」七八頁。 (42) 二三一頁

- 45 議しても構成員は決議に拘束されないといわれるのは私見と同旨と思われる」とされる。 「判批」NBL七七二号七七頁(二〇〇三)は、 「河内宏教授が、団体の目的達成と関係がない事柄について団体が決
- (46) 川井・前掲注(45) 七六頁
- に関しては鑑定書を参照されたい。 この問題に関しては、最高裁に提出した鑑定書で詳しく論じたので(拙稿・前掲注 (3) 二四頁以下)、これを肯定する根拠
- $\widehat{48}$ て、大野秀夫「判批」判評四七四号四一頁(一九九八)、渡辺康行「団体の中の個人」法教二一二号三六頁(一九九八)、前田達 民法総則講義 内田貴『民法Ⅰ総則・物権総論』二三八頁(東京大学出版会、 「法人の目的」法教二一三号一四頁(一九九八)、滝沢聿代「法人と理事の責任」法教二五一号六五頁(二〇〇一)、河上正二 [第二部本論] 第三章法人②」法セ六〇三号一〇三頁(二〇〇五)がある。 第二版補訂版、二○○○)。同様に、一審を支持する見解とし
- (49) 前揭注(14) 最判平成八年三月一九日。
- との質的差異を指摘するものとして、拙稿「判批」山院三九号一八八頁以下(一九九八)、被災地の住民の権利保全という司法 政治献金の場合とは異なると指摘するものとして、浦部・前掲注 書士の職業上の義務を果たすための金員拠出であり、会員に負担を義務づけても思想・良心の自由を侵害するものではないから、 法書士会『群馬訴訟』」NBL六二五号五九頁(一九九七)、「投票の自由」と表裏の関係にある政治献金と災害救援資金の寄付 ることを指摘するものとして、西原博史「判批」法教二三四号別冊付録『判例セレクト99』六頁(二〇〇〇)など。 例えば、政治献金と友会ないし同職者の大震災被害からの復興支援の寄付の質的相違を強調するものとして、甲斐道太郎 (29) 一八頁、政治献金と震災被害者への寄付とは性格が異な
- (51) 拙稿·前揭注(3) 一六頁以下。
- 52 内田貴『民法Ⅰ総則・物権総論』二三八頁(東京大学出版会、第三版、二〇〇五)。
- たいと思います。ただ、あの判決〔八幡製鉄政治献金事件前掲注(3)最大判昭和四五年六月二四日……筆者注〕をよく読んで ような、そういうことは実際上としてやれない。したがって、あれは助けた判決、俗に我々助けた判決というものでございます。 いただきますとわかると思いますが、これだけ企業献金がその当時、あれは昭和三十五年の事件でございます、行き渡っておっ 九三年一一月二日〕。なお、 岡原昌男元最高裁判所長官発言『第一二八回国会衆議院 政治改革に関する調査特別委員会議録』第一三号一二頁以下〔一九 最高裁があれをやれるわけがないです、違憲であるとか違反であるというふうなことに。全部の候補者がひっかかる 岡原元最高裁判所長官は、「できればそういう方向 〔企業・団体献金の全面禁止……筆者注〕

と国会で参考人として発言されているが しているものといえよう。 「目的の範囲内」とした最高裁判決は、 (岡原元最高裁判所長官発言・前掲一四頁)、これはいみじくも会社の政治献金を民法 「法律家の論理」でなく政治的な配慮から 「助けた判決」であったことを自白

## (5) 東京地判昭和三八年四月五日判時三三〇号二九頁。

<del>5</del>5 鷹巣・ 献金を結局、 が判断すべきだという見地から考えていくのです。」として、法人の政治献金を民法九○条の公序良俗違反と捉え、 献金を会社の権利能力の性質上の制限による能力外の行為とまでされる(前掲「判批」一二二頁、 論について」法論六三巻二=三号九四頁以下 人の目的の範囲外とされると指摘する ·金の行方がどうなるかは、あまり本質的な問題ではない。つまり、どの政党を支持するか、どの政党に献金すべきかは、 |巻三号一二二頁 (一九七一)、白羽祐三 四宮発言・前掲注 の判断を加え、そしてまた目的の範囲の問題に返ってくる。 九六三)、 「判批」星野英一・平井宜雄編『民法判例百選Ⅰ』二五頁(有斐閣、 「法人の 前揭注 一九九七)、 甲斐道太郎 法人の 『目的ノ範囲』」 (12) 一五〇頁)。また、四宮教授は、法人の政治献金を「一応目的の範囲内ではあるが、 「目的の範囲外」と解されている(前掲四宮発言三七頁以下)。さらに、 30 新山雄三「判批」 「政治献金と税理士会の目的の範囲」 三八頁、 星野英一ほか編 富山康吉「株式会社のなす献金(三―完)―その三 (加藤雅信 判タ一一七九号一二二頁(二〇〇五)など。 『プロパティと現代的契約自由』 一二二七頁以下 (一九九〇)、 『民法講座Ⅰ』一八四頁(有斐閣、 『新民法大系Ⅰ民法総則』一三○頁 北野弘久『税理士制度の研究』二四二・三二二頁 リマークス一五号一○頁 (一九九七)、 そのような二重構造になっていると考えるのです。」と分析し、 第三版、 一九八九)、河内・前掲注 一九八四)、三枝一雄 なお、 〔有斐閣、 新山教授は、 政治献金--」 (中央大学出版部、 加藤教授は、 第 同様の見解をとるものとして、 二版、 西原寛 「『会社のなす政治献金 二〇〇五])。 もう一ぺん社会的妥当 そもそも、 民商四七卷六号五二頁 今後、 39 (税務経理協会、 「判批」 九九六)、 五二頁、 政治献金は法

<u>ー</u> 賛成による政治献金、 0 般法にすぎない民法の解釈を通じてこれを限定しようとする試みは、 田助教授は、 (飯田稔 法人の政治献金を原則として法人の「目的の範囲外」としつつ、例外的に、傾向企業の政治献金、 政治資金規正法に、 「ある法律 判批 構成員の任意の拠出による政治献金の場合には法人の 新報一一〇巻一一=一二号二〇七頁〔二〇〇四〕)。飯田助教授は、 (特別法) 税理士会が政党や政治資金団体並びに資金管理団体に対して政治献金をすることを禁止した条 〔公職選挙法や政治資金規正法……筆者注〕 法論理的に支持し難いものと言わねばなるまい。」と 「目的の範囲内」とする私の見解に対し、 が明文で許容している事項につい 南九州税理士会政治献金訴訟最 構成員全員の

票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、 制を素材として―(二・完)」山院四三号四四頁〔一九九九〕、田中祥貴「判批」六甲台論集四六巻二号二二五頁〔一九九九〕、 れているが 的 文がないにもかかわらず、 九州税理士会政治献金事件最高裁判決(「政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、 したつもりであり、 主張の論文を読むことなく、 って許否を決した後の、 の人権規定よりも優先するとお考えになられておられるのであろうか。また、 頁 市川正人「判批」ジュリー一七九号一一頁〔二〇〇〇〕、 女子大学紀要人文・社会科学編四五巻三八頁〔一九九七〕、 能力の制限規定であると解することにつき、八木良一「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成八年度(上)二二九頁 項で定められた税理士会の目的の範囲外の行為であ」るとした点をどのように解されるのであろうか。 九九九]) るとの批判があてはまるであろう。 〕)、そうであるなら憲法一九条が政治資金規正法を制限していることになろう。飯田助教授は、まさか政治資金規正法が憲法 [二〇〇一]、大津浩 である」との判断が税理士会の政治献金は ,税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、 橋本基弘 は構成員の思想・信条の自由(憲法一九条)が私人間に間接適用される際の媒介としての役割を果たしていると解さ 『目的の範囲』の内外は、法人にいかなる権利能力が帰属するかを決定する判断基準でなく、 が政治資金規正法を制限したことを、 (西原・ 飯田助教授の見解には大いに疑問を感じざるを得ない。 法人の この点を踏まえて反論していただきたい。前述のように私見を批判されるなら、 「税理士会政治献金訴訟最高裁判決 前掲注 判断結果の言い換えにすぎないようである」と一方的にきめつけておられるが、 「私的団体の強制加入性と構成員の人権」棟居快行ほか編 「目的の範囲」(従来の多数の学説や最高裁判決は、 「税理士会が政党など規正法 (4) 一○二頁、芹沢斉「『人権』と法人の憲法上の権利の享有」青法三八巻三=四号四八二頁〔一 断定されているのは遺憾である。この点に関しては、 「構成員の政治的な自由を軽視している」八幡製鉄政治献金訴訟大法廷判決から 「目的の範囲外」であるとの結論を導いている)にも同様の批判を向けられるこ 知らないのではないかとの疑問を禁じ得ない。 (政治資金規正法……筆者注) ―非政治団体の政治的自由と構成員の思想・信条の自由 中島徹 拙稿 「団体の決定と、 「政治献金と法人の目的の範囲ーアメリカにおける政治資金規 飯田助教授の見解は、 民法四三条を各種の法人についての一般的な権利 飯田助教授は、「そもそも彼 見解、 その構成員の思想・信条」法セ五五三号二五 拙稿・前掲五九頁以下注 『プロセス演習憲法』 上の政治団体に金員の寄付をすることは 判断等に基づいて自主的に決定すべき 法 構成員の思想信条の自由を軽視して (税理士法……筆者注) 。ちなみに、 飯田助教授は四宮教授や南 飯田助教授は、 八八頁 私のこの問題に関する 何かしら他の理由によ <del>7</del>3 〔山田……筆者注 民法四三条の 〔信山社、 で詳細に論証 四九条二 個人の

58

裁判事の回想参照)、 していく姿」(園部逸夫前最高裁判事)を全く感じとることができないといえよう。 の観点から再検討を行おうとしている学説(大村敦志 飯田助教授は未だに「団体の権利」の発想しかなく、 あるいは、「団体の権利」ではなく「団体への権利」(これには 「法人ー基礎的な検討」 「新しい社会的な情勢に応じて、 法教二七○号四九頁 「団体での権利」と「団体を作る権利 前の大法廷判決を修正し、 (1100111)が

条の自由に相応の比重を置いた」南九州税理士会政治献金訴訟判決へと向かう判例や

(後掲注

58

の園部逸夫前最高

- (56) 大村・前掲注(55)四九頁
- 57 三八頁 (二〇〇三)、同 頁·五号一頁 (一九九三)、同 山本敬三「現代社会におけるリベラリズムと私的自治(一)(二) (有斐閣、二○○○)、同「憲法による私法制度の保障とその意義─制度的保障論を手がかりとして」ジュリー二四四号 「基本権の保護と私法の役割」公法六五号一○○頁(二○○三)など。 「憲法と民法の関係―ドイツ法の視点」法教一七一号四四頁 ―私法関係における憲法原理の衝突 (一九九四)、 同 『公序良俗論の再
- 事は、 官の中にも、新しいことを実現できるのではないかという期待が生まれてきたようだ。判決の中で、これまで以上にはっきり物 に現れてきたような気がする。この十年間で政治状況が大きく変わり、新しいものを取り込もうとする雰囲気が出てきた。 的な自由を軽視している」との学者からの批判が強かったことから、南九州税理士会政治献金訴訟判決は前者と異なった結論を 点が問われた」事件に関し、 生まれているようである。」とされる ある一方で、 を言い、 が在籍した今年(一九九九年……筆者注)三月までの十年近くを振り返ってみると、就任当時と今とでは、 南九州税理士会政治献金訴訟最高裁判決(前掲注(14)最判平成八年三月一九日)を主任として担当した園部逸夫前 な情勢に応じて、 . 時代の考え方を生かした小法廷の判決を出していくのが苦労するところである。官庁の中でも裁判所が最も先例踏襲とい 「法人の政治活動の自由と構成員の政治的自由という二つの価値がぶつかった時に、裁判所はどう判断を下すのかという 「個人の思想・信条の自由に相応の比重を置いた」と学界から評価を受けたとされ、次のような回想を書かれている。 自分の考えをはっきり表現していく傾向が生まれている感じがする。」とし、「これまでの大法廷判決は、 体制志向がかなり働いていた点は否定できない。以前と今の雰囲気は違っており、大法廷を随時開い 先輩に対する敬意も働く。結局は、 前の大法廷判決を修正し、変更していく姿が見えてきている。 八幡製鉄政治献金訴訟大法廷判決 (朝日新聞一九九九年六月二五日 先例は総論部分を尊重しつつ、事件ごとに異なる各論部分で勝負する傾向が (前掲注 「私の見た最高裁判所 (13) 最大判昭和四五年六月二四日) 過去の大法廷判決の基本を維持しながら、 前最高裁判事 世代の違いが明らか は 「構成員の政治 思慮深い面が て、

- 時期に来ていることを看過してはならない。 の回想」)。こうした園部前最高裁判事の指摘からしても、八幡製鉄政治献金事件最高裁判決は妥当性を有せず、 判例変更すべき
- <del>59</del> 拙稿・前掲注(4)「群馬司法書士会震災復興支援金事件の最高裁判決の意義とその問題点」 一七頁
- $\widehat{60}$ と主張しているが、学説では、二段階説が多数説とされる。この点に関しては、学説・判例を整理し二段階説が不当であること であれば構成員は協力義務を負い、法人の「目的の範囲外」であれば構成員は協力義務を負わないと解すべきである(一段階説 きで、法人の「目的の範囲内」であるが構成員の「協力義務の限界」を超える場合は存在しないとして、法人の「目的の範囲内 面において、法人の「目的の範囲」と構成員の「協力義務の限界」の議論を、法人の「目的の範囲内」である(民法四三条の問 で詳しく論じたので参照されたい。 『目的の範囲』の議論と構成員の「協力義務の限界」の議論は構成員の思想・信条の自由を問題にする限りにおいては一致すべ 私は、構成員の思想・信条の自由(憲法一九条)を侵害するか問題となった法人の政治献金や法人の災害救援資金の寄付の場 拙稿「法人の目的の範囲と構成員の協力義務の限界論との関係」『民事法の諸問題団紀要31』(専修大学出版局、二〇〇六 が構成員の「協力義務の限界」を超える(民法九○条の問題)と二段階に分けて行う議論(二段階説)に反対し、
- $\widehat{61}$ 〇〇五) 参照 例えば、 弁護士会の災害に対する人道支援に関し、 永井幸寿「災害時における弁護士の役割」NBL八二〇号五一頁以下(二

 $\widehat{62}$ 

野田正彰『災害救援』二〇七頁以下(岩波書店、一九九五)。